

(第一類 第九号)

第七十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十号

(二三八)

昭和五十年三月二十五日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 塩川正十郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君

天野 公義君

近藤 鉄雄君

橋口 隆君

森下 元晴君

板川 正吾君

渡辺 三郎君

近江已記夫君

玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

通商産業政務次官 渡部 恒三君

通商産業省立地公署局長 佐藤淳一郎君

資源エネルギー庁長官 増田 実君

資源エネルギー庁石油部長 左近友三郎君

消防庁次長 森岡 敏君

委員外の出席者

参考人 (石油開発公社理事) 楠岡 豪君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

律の一部を改正する法律案(多賀谷眞松君外十九名提出、衆法第一七号)

同月十九日

中小企業の経営危機打開に関する請願(阪上安太郎君紹介)(第一五〇号)

同(中村茂君紹介)(第一五五号)

同(安宅常彦君紹介)(第一五九二号)

同(石野久男君紹介)(第一五九三三号)

同(井上普方君紹介)(第一五九四四号)

同(清水徳松君紹介)(第一五九五五号)

同(田中武夫君紹介)(第一五九六六号)

同(多賀谷眞松君紹介)(第一五九七七号)

同(山崎始男君紹介)(第一五九八八号)

同(阿部末喜男君紹介)(第一六三三七号)

同(大柴滋夫君紹介)(第一六三八号)

同(金丸徳重君紹介)(第一六三九号)

同(久保等君紹介)(第一六四〇号)

同(佐野藤治君紹介)(第一六四二一號)

同(下平正一君紹介)(第一六四二二號)

同(古川喜一君紹介)(第一六四三三號)

同(福岡義登君紹介)(第一六四四四號)

同(米田東吾君紹介)(第一六四五五號)

同(湯山勇君紹介)(第一七〇三三號)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に関する請願(小林政子君外一名紹介)(第一五九九号)

同(山原健二郎君紹介)(第一六四六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石油開発公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油開発公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

先刻の理事会で御協議願いましたとおり、本案審査中、石油開発公社の代表者を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○山村委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 石油開発公社法の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず、石油公社の今日までの業務の概要について説明をお願いしたいと思います。

○増田政府委員 お答えいたします。

石油開発公社は、昭和四十二年の十月に発足いたしましたわけでございますが、これは海外における石油開発の中核的な推進母体ということで発足いたしましたわけでございます。その業務につきましましては、石油を海外において開発いたします企業に対しては、石油を海外において開発を行う、これを主体にいたしまして、その他石油開発に必要な事業をそれぞれ行うということになっております。

発足いたしましたから約七年たつておるわけでございますが、昭和四十八年度までの出資、融資の合計が大体八百億を超えておりますが、さらに最近この予算が飛躍的に増加いたしておりますので、四十九年度末、ことしの三月末にはその出

資、融資の合計が約千六百億円に達するということが一応予定されておるわけでございます。

○板川委員 資料によりまして、資本金が千三百億円、投融資の実績の累計が千五百四十億円、探鉱融資資金の保証残高が六百八十億円、こう言われておりますが、諸外国、特に米国とか英国とかメジャーを持つている国は別といたしまして、石油を海外から圧倒的な数量を輸入しております西独、フランス、イタリア、こういった国々ではそれぞれ固有な公社なりの開発機関を持っておりますが、そういう国とわが国の石油開発公社との業務の実績といえますか、そういう点の比較をしていただきたいと思います。

イタリアのENI、フランスのERAP、西ドイツのDEMINEX、こういうものとの比較をしてもらいたいと思

います。

○増田政府委員 石油開発につきましましては、欧米の主要国におきましてもこれにつきましまして各種の方法で石油開発の推進を行つておるわけでありま

すが、ただアメリカにつきましましては、先生御存じのようにメジャー、大資本の企業がございますので、これは国際石油資本がやっておりますが、いまお尋ねのフランスあるいはイタリアについて申し上げますと、フランスにおきましては一〇〇%の政府出資によりまして石油探査活動公社、これは略称でERAPと申しておりますが、この会社及びその子会社がグループを組みまして石油の開発に当たつておるわけでございます。それから、イタリアにおきましては、炭化水素公社がござい

まして、これも一〇〇%の政府出資で設立されておりますが、これは幅広い活動を行つておりまして、石油開発、精製、販売からさらには石油化学、原子力等の事業を営んでおるグループでございます。それから次に、西ドイツについて申し上げますと、西ドイツにおきましては石油開発を促

三月二十日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和五十年三月二十五日

進いたしますために民族系の石油会社八社の協力によりまして、ドイツ石油供給会社、略称でDEMINEXといわれておりますが、この会社が設立されておまして、これに對しまして政府が非常に強力な助成を行っております。成功払い融資あるいはその融資につきましてさらに据え置き期間は無利子という相当強力な助成措置を行っておりますわけでありませう。

以上のごとく、各国におきましてそれぞれ政府機関あるいは政府の強力な助成のもとに石油開発を行っておりますのが現状でございます。

○板川委員 そのフランスのERAPなりイタリアのENIなり西独のDEMINEXは、政府の出資なりが従来という規模になっておりますか。

○増田政府委員 フランスの、先ほど申し上げましたERAPにつきましては政府の出資額が百三十三億円でございませう。これ以外に各種の開発投資につきまして援助を行っておりますが、出資額につきましてはいま申し上げました百三十三億円でございませう。それから、イタリアのENIに對する出資額が二百八十五億円でございませう。(板川委員「間違っていないの、三十四億フランだろう」と呼ぶ)私が先ほど申し上げましたのは、フランスのERAPに對しますフランス政府の出資金が百三十三億フラン、それからイタリアのENIに對しますイタリア政府の出資金額が二百八十五億フラン、それから西ドイツのDEMINEXでございませうが、これは先ほど申し上げました民族系石油八社に對してドイツ政府が主要株主になっておりまして、たとえばそのうちの二社につきましては四三三の株式を西ドイツ政府が保有するというような形で、西ドイツ政府が株を保有しております会社が集まりましてさらにDEMINEXを設立いたしておる、こういう形でございませう。

○板川委員 私の調査では、このフランスのERAPでは一九七一年末現在で政府出資が三十四億六百万フラン、円貨にしまして約二千億、あなたのいまの話は百三十三億フラン、三十四億フランと

いうのを円貨にしますと約二千億になっておる。数字が大分違いますね。それと、ENIにいたしまして、あなたのいまの報告は二百八十五億フランと言いますが、一九七〇年末で七千七百八十九億リラ、円貨にいたしまして三千六百六十億円、こういう資料がありますが、どちらが本当ですか。

○増田政府委員 いまの出資額につきましては、私どもの手元の資料で御答弁申し上げましたので、即刻調べまして、誤っていましたら訂正いたしたいと思ひます。

○板川委員 これは資源エネルギー庁石油部開発課からの資料なんだから、あなたの部下の方が出した資料がそうで、長官の答弁がまた違うというのはいかぬ。まあよく調査をしてください。

石油の自国の消費数量の九〇%以上を海外に依存しているのは、西ドイツもフランスもイタリアも日本も同じであります。そうした西独の諸国は、消費数量から言えば日本の半分か六割程度であります。そういう国々が自国の石油を確保するために日本よりもさらに膨大な開発資金を投じておる、そして安定供給を図っておる。日本はそういうメジャーを持たない西独の西ドイツ、フランス、イタリアなど二倍近い数量を消費しているが、ごくわずかな開発資金しか政府が投じてない、こういうところが私は問題だと思ひます。どうもわが国には、自主開発原油というものに多くを期待しないで、メジャーに余り偏り過ぎていく傾向がある、ここが問題だと思ひます。現在わが国の自主開発原油の比率というのは、どの程度でありますか。

○増田政府委員 昭和四十八年度で申し上げますと、自主開発原油の輸入量が二千四百六十万キロリッターでございまして、全輸入量の八・五%でございませう。四十九年度の見込みは、自主開発原油の輸入量が二千八百三十万キロリッターで、これは全輸入量の一〇・三%になることが見込まれております。

○板川委員 これは石油業法制定以来なんですが、わが国の石油政策としては三分の一程度は自

主開発原油を持つべきだというのが、ここ十数年来、石油業法以来の念願なんです。三〇%という目標を立てておりましたが依然として一〇%内外と、こういうことは、政府がわが国の石油の安定確保という面にも熱意がない証拠じゃないかと思ひます。この点を通産大臣どうお考えですか。

○河本国務大臣 お説のように自主開発原油の数量がまだ非常に少ないわけでございませうが、石油開発に日本がスタートをいたしましたのは、アラビア石油を例外といたしますと、非常に立ちおくれておった、その点で私どもは大変手ばかりがあつたのじゃないかと、こういうふうに思ひます。しかし、これではいけませんので、自主開発原油を、あらゆるチャンスをつかまえて、あらゆる努力を払って何とか少しでもふやしていこうというところで、今回も石油開発公団の機能を強化していただく、そういうことをお願いしておるわけでございませうが、今後はいろいろな手段を考へまして増加に努めてまいりたいと考えております。

○板川委員 昭和三十七年ですか石油業法制定以来、あらゆる機会に、自主開発原油を三分の一程度持つべきだと石油関係の答申には必ず書いてある。政府もその都度そういう目標に向かつて前進をしようとして、こういう約束をしてきた。それで一二、三%までいったわけでありますが、最近では逆に落ちていく、こういう情勢なんですね。その根本的な原因は私は石油開発に資金を投じないというところにあると思ひます。先ほどエネルギー庁長官のお答えは、数字が全くでたらめな数字ですから問題になりませんけれども、諸外国から見まして石油開発に投資する金額が余りにも少ない。ですから、石油開発資金を安定的にしかも大量に投入する必要がある。現在は石油特別会計、資金運用部資金の借入れ、公団社債等に依存しておりますが、私は石油の安定的な供給を確保するというために原油関税の一定割合を公団に自動的に出資する。たとえば昨年、石油が二億七千万トン入った、石油関税が幾ら入った、その一定割合を公団に出資をするというふうな方式をとらない限

り、石油の自主開発原油を確保するという道が進んでいかぬ、そういう政策は前進しないと、こゝう思ひますが、大臣どう考えますか。

○河本国務大臣 わが国は年間ほぼ三億トンの油を使つておまして、そして輸入量は世界で一番多いと、こういう状態でありませうから、實際を言へば、これまでもう少し石油開発というもののに對して組織的かつ計画的に努力をしなければならなかつた、その点は私は怠慢のそしりは免れない、お説のとおりだと思ひます。ただ、いまお話がございまして、資金の量ももちろん少ないのです。であります。資金の量をふやすということももちろん大事でございませうが、資金そのものをむだ遣いをしては、有効に使つていくということとが何よりも大切でなからうか、こういうことを私は痛感しておるわけでございませう。

なお、財源等につきましては、これは政府自身が石油開発ということについて、非常に大切な仕事なんだ、国の運命にもかかわる大きな問題なんだということを自覚いたしますならば、資金の出所というものはおのずから解決できる、こういうふうにお考えをしております。

○板川委員 たとえば石炭政策には、昨年の原油関税の一定割合が自動的に投入される、そういうことになっておる。石炭政策は、もちろんこれはエネルギー政策の一つとして大事であります。しかし同時に、原油関税の一定割合を石油の開発に投入するというのができていないんじゃないでしょうか、こゝう私は思ひます。いま大臣、有効に使つてと言っても、少ない金額を投資して何年もたなければ開発が成功しない、それから貸した金が戻ってくる、こういう長期的な金を貸すという状況なんです。有効に使つてと言つたって、金額が絶対数が少なければ有効に使つてということとはなかなかむずかしい、言つてくればそれはむずかしい、こゝう思ひます。ぜひひとつ原油関税の一定割合を石油開発資金として投入できるように、今後努力をしていただきたいという注文をしておきます。

次に入ります。

改正点で、海外で探鉱する権利を取得できるという点になっている。ただし、一定期間内に譲渡することが条件についておりますが、この一定期間内に譲渡するという一定期間とは、どのくらいのことを予定しておりますか。

○増田政府委員 一定期間につきましては、あとで省令で定めるところになっておりますが、私どもが考えておりますのは、大体一年ということとで、一年以内に譲渡をするという場合に直接利権取得ができるということにしたいと思っております。

○板川委員 探鉱する権利を公団が取得できる、そして実際は探鉱しないで、一定期間内にそれを企業に譲渡するという条件がついておるわけでありますが、公団自身が探鉱できない、公団自身が探鉱することを考えないのはいかようなわけであり

○増田政府委員 先生御指摘のように、日本の石油開発公団は探鉱、開発ができない規定になっております。これに比較いたしますと、先ほどお挙げになりましたイタリアのENIあるいはフランスのERAPはみずから探鉱、開発を行っているという点に、石油開発のための政府機関の性格的な違いがあるわけですが、石油開発公団が四十二年に発足いたしましたときに、石油開発の推進母体として、企業が海外において石油を開発するに当たりまして、それに対して出資及び融資の業務のみを行うということで設立されたわけ

でございます。そういう意味で、現在の石油開発公団は開発あるいは探鉱の事業ができないことになっておるわけでございます。それなら、これを改めて、むしろ探鉱をすべきじゃないか、ことに直接利権取得が今度新たに業務として加えられたのであれば、一年以内に譲渡しないのみならず探鉱すべきではないかという御議論、御質問でございますが、これにつきましては、私どももいろいろこれを検討いたしましたわけですが、現在の石油開発公団が持つております技術陣その他の

能力からいたしますと、この探鉱事業に移りますと、これに専念しなければならぬという人数が非常に多くなりまして、とても現在の技術陣の能力ではできないということで、はなはだ残念でございますが、探鉱事業まで入らないでこれを一年以内にしかるべき企業に譲り渡す、こういう形になっておるわけでございます。

○板川委員 この石油開発公団は、融資だけ、最初はそういうことで出資したことは承知してはいますが、本来ならば、この法律の名前が、石油開発融資事業団という、実態を明確にあらわした名前ではなくちやならなかったのです。しかし、それは最初から除いて、石油開発公団ということに、非常に幅広い法律の名前にして、しかし内容は融資事業団であった。しかし、それはやがて融資から開発まで持つていくという意図が込められて石油開発公団法という名前になっているんですね。

ですから、当初は融資、出資が中心でありましたけれども、私はやがて海外の公団、公社のように、場合によつてはみずから開発する能力を持つべきだ、こう思います。そういう意味で、探鉱の権利を取得して、外国からそれを取つたら一定企業に一年以内に譲渡しなかつたらぬというものは、本来、将来の方向として消極に過ぎると、私はこう思いますから、ひとつ今後の前向きな検討を要請しておきます。

次に、探鉱権を企業に一年以内に譲渡したその油田が不成功に終わったときに、たとえば公団の出資、融資というのはどういうふうな処理をされますか。

○増田政府委員 公団がみずから権利を取得いたしました、それをその後企業に譲るという場合に、これが成功したときに公団に対して特別の還付と申しますか、そういう制度がないかというお尋ねだと思いますが、現実には私も直接利権取得で考えておりますのは、公団がこの仕事を始めますときに、もうすでに民間の方のこれをするところが大体特定されておる、しかしそれが直接の利権を取得して調印をするのには間に合わないとい

か、あるいは先方の希望で、石油開発公団自身も契約に当たつてくれという場合を考えておるわけでございます。その意味では、公団がみずから見つけて、そして公団がすべてのリスクを負つて、そしてその後ただ企業に譲るということではございませんで、最初からこれに当たる企業が一定予定されておる、しかしそれがまだ設立に至つてないとか、先ほど申し上げましたように、先方の希望で公団が直接当たるということと考えておるわけでございます。そうなりますと、後で非常に当たったときどうなるかということでございますが、これは公団が出資しております、その後非常に当たつて、これが開発した石油をほとんど日本へ持つてくるという段階になれば、その公団が出資いたしました獲得いたしました株が相当値上がりして、これによりまして相当なリターンが出る、こういう形になっていくというふうに思っております。

○板川委員 いや、探鉱利権を譲渡したその油田が実は失敗をした、成功しなかつたというときには、出資はどういうことになりますか、それから融資はどういうふうな返却をされるのですか。

○増田政府委員 私が先ほど申し上げましたのは非常に成功した場合でございますが、これがもし失敗いたしました場合にどうなるかということにつきましては、まず出資について申し上げますと、出資いたしました、その出資引きかえに公団が保有いたします株券が非常に価値が下がるということになるわけでございます。それから、融資でございますが、融資いたしました金が返済できない、その企業が探鉱して、その後、その結果石油が出ないということと返済できないという場合には、これは石油開発公団の現在やっております融資の特徴でございますが、成功払い制度になっておりますので、その場合は返済が免除される、こういう形になるわけでございます。

○板川委員 失敗したときには、出資した金額は、倒産すればゼロになるかもしれませんが、それは融資したのも返済されない、そういうリスクを公団みずから負う、これは当然なんですね。ですから、そのこととてやかく言うつもりはない、こういうリスクの多い仕事ですから。ですが、それに比較して万が一が一大成功になったときは、どうも株の値上がりという程度のことでは何かバランスに欠けるような感じがするものですか、そういう場合には、大成功した場合には、そのもうかつたものはどういふような処分をされるのか。処分と言つてはおかしいのですが、どういふ方面に使われていくのかという面を伺つておきたいと思ひます。

○増田政府委員 石油開発事業を行ひまして成功いたしましたときに、先ほど申し上げましたように、公団が出資しておればその出資の株価が非常に上がるわけでございますが、しかしこの成功によりましてそれだけ石油開発会社に内部蓄積がふえるわけでございますので、公団も非常に大きな比率の株主でございますので、その内部蓄積されました資金をさらに国策であります石油開発に投資させるように持つていくということと、わが国の石油開発がこれによって促進されるように持つていくというのが現在の考え方でございます。

クを公団みずから負う、これは当然なんですね。

○板川委員 これで不成功になった場合、失敗した場合には、出資した株式はゼロになる、もうかつた場合には株価が上がる、これはいいです。今度は、出資しなかつて融資の場合には、成功しなかつた場合には、これは返済されない場合もある。成功払いということになっている。だから、今度は融資の場合、もうかつた場合には、どうもその見返りがなからちよつとどうかと思ふのです。が、そういう場合には、やはり融資によつて利益を受けた企業に次の開発段階を担当させるとか、非常に成功した場合ですよ。そういうようなことによつて石油開発というのを国策として前進させる、こういうことなんですか。どうもその辺あいまいなんです。

○増田政府委員 先ほど私の御説明が不十分だったわけですが、融資の場合には、これは金利を当然

払ってもらわなければならないが、それ以外に、いわゆる俗に言います歩油の制度がございまして、特別契約によりまして、成功いたしましたして開発段階に入りますと、いわゆるロイヤルティーという名前、生産いたしましたキロリットル当たり何円ということで特別ボーナスを払うという形になっております。しかし、それにいたしましたも、石油開発で当たって相当な利益が上った場合は、先ほど申し上げましたように、それによってさらに石油開発に投資してもらうというところで、石油開発の促進をさせるような方針になっております。

○板川委員 わかりました。
次に、公団の業務の中に開発技術者の養成のセンターがありますね。現在わが国で、石油開発技術者というのが、たとえば試掘なり掘削なり資材なり物理探鉱なりと、こういういろいろな技術者がいると思いますが、現在どのくらいおられるのでありますか。そうして、何チームぐらい——これは技術者といっても物理探鉱の技術者もありまして、資材を管理、組み立てる技術者もありますし、掘る技術者もあるし、いろいろあると思いますが、一体日本で何チームぐらいそれができる技術者というものが現在おられるのですか。

○増田政府委員 わが国の石油開発におきまして最大の問題は、いまの技術者の問題でございまして、現在の石油開発技術者、これは諸外国に比べてまして非常に少ないわけにございまして。現在石油開発公団におけます技術者は全部で四十九名でございまして、それからいわゆる民間全体の石油開発に動員できます技術者が大体五百六十人というところになっております。ですから、その両方を合計いたしましても六百八十人というところにございまして、

それから、ただいまお尋ねのワンプロジェクトを行いますときに大体どれくらいの技術者が動員されるかということでございまして、これは探鉱事業を行いますときに、一部外国の会社を下請にいたしましたいろいろな形態がございまして、

平均的に言いますと大体二十人の技術者を動員するというのが現在までの実績でございまして。
○板川委員 そうしますと三十プロジェクトぐらいは可能性があるだろう、こういう計算に一応なりませんが、一体その中でコーディネーターと言われる高級技術者、掘削をして、いまだ投資したものが、もうこれ以上出そうもないからここでやめるべきだとか、あるいはさらに二百メートル、三百メートル掘ってみよう、こういう最高判断を下すような技術者というのはどのくらいおられますか。

○増田政府委員 先ほど御答弁申し上げました日本の石油開発技術者の数が大体六百八十人上回っておるわけにございまして、これは全部大学卒あるいは旧専門学校卒でございまして、ただ、先生がいまおっしゃられましたように、最高判断のできる技術者でございまして、これはこのうちの約一割ぐらいい、まあ五、六十人しかいないということにございまして。

○板川委員 この開発関係の技術者というのが非常に少ない、私底にいます、こう言われております。技術者を、私は、公団なら公団に全部集めると言っちゃおかしいんですが、ある程度技術者をプール制にして、そして一年なり二年なり必要な海外作業に出張して帰ってくる。民間の企業ですと、一、二年して帰ってくるという席はふさがっておいて座る場所がない、こういうようなことになる可能性はある。ですから、こういう海外開発の技術者というのは、公団の所属等にしてプール制にしてやる必要があるのじゃないだろうか、その方が先ほど大臣も言った、少ないけれどもそれを有効に使うことになるのじゃないだろうか、各企業に所属しているよりもそういう点で使えるのじゃないかと思ひます。たとえば帰ってきたならばそういう方面の大学の講師になるとか、あるいは教育養成センターの講師を兼務するとか、こういうようなことでプール制というのを考えにする必要はありませんか。

○増田政府委員 日本の石油開発の技術者は非常に少なく、しかも各プロジェクトにそれぞれ相

当な人数が必要ということから、現在非常に少ない石油開発技術者が引張りだになつていて、こういう状況でございまして、これを効率的に活用するためにはどこかプール機関を置いて、そして必要に応じてその技術者がそのプロジェクトに従事する、そしてまたそれが終わったらプール機関に戻つてまた次のプロジェクトに従事する、この形が私どもは確かに先生のおっしゃられるように理想的だと思ひます。ただ現在、先ほど申し上げましたように技術者が引張りだになつておりまして、なかなかその間の融通がつかない。

それから、現状を申し上げますと、石油資源開発株式会社が石油から独立いたしました、ここに石油資源開発の、これは国内資源を主としておつたわけですが、大部分の技術者が集まつておつたわけにございまして、いままでの状況を申し上げますと、この会社がいわゆるプール機関になつておりまして、石油資源開発の技術者が、中近東あるいはその他の地域におきます新しい開発会社ができましたときに、そこに向う出てプールのになつておるわけにございまして、ただこれにつきましても、その帰る時期とかその他いろいろ問題が生じております。その意味で、先ほど申し上げましたように一つのプール機関ができて、そして機動的にこれが派遣できるようにすれば私は非常に理想的だと思つておりますが、ただ現実的にはなかなかそこまで行つてない。この方向を目指すために、現在石油開発公団に技術センターがございまして、ただいまの先生の御趣旨にはまだこれに及ばないわけですが、一応その方向に進むというところで訓練センターの設置などを現在計画いたしておるわけにございまして。

○板川委員 石油開発会社あるいはアラビア石油、こういうところ、特にアラビア石油はいま掘っておりませんから開発技術者というのはいわば遊んでおる点もあるだろうと思ふのです。ですから、そういう技術者を有効に使う工夫も必要だと思ひます。一応注文をしておきます。

次に、外国の政府に探鉱資金等の貸し付けをする

ことができるように改正案になつておりますが、いわゆるこれは融資買油ということになると思ひますが、当面いかなる国を予定しておりますか。また、貸し付け条件についてどういふ条件を持っておりますか。この融資買油をする相手国、どういふ国々を当面予想しておりますか。

○増田政府委員 実例を申し上げますと、ペルーの国営石油会社がみずから鉱区を持っておりまして、石油の探鉱、開発それから輸出をするということで、これに對しまして日本から融資をして、そして将来石油を引き取る、こういう形のもので、実例としてございまして、これにつきましては、今回の法律改正によりましてこういうことができるようにということで業務に携へておるわけにございまして、いま例で申し上げました昨年の分は一応石油開発公団法の目的達成業務で済みまして、例外的に許可いたしましたわけにございまして。例とい

たしましては、いま申し上げましたペルーの案件がございまして、最近の傾向といたしましては、産油国におきましてはこの利権を海外の石油会社に譲り渡さないでみずから保有いたしまして、そして自分で掘る、ただそれにつきましては資金の援助を受けて、そしてそのできました製品は供給する、こういう形になつておるわけにございまして。例を申し上げますと、いまのペルーでございまして、それ以外にも今後こういう形のものが相当出てくるというふうにおられるわけにございまして。

○板川委員 OPECの台頭によつて産油国の企業の国有化がいま避けられない現実となつてきておりますし、また将来を展望すると、相手国が国有化された場合に政府間協定によつて原油を購入する、こういう傾向が今後ふえてくるを得ない、こう思ひます。こういうような場合に、公団が政府にかわつて買油業務をする必要が生じてくるんじゃないかと思ひます。国有化になつてくる、相手は政府である、そしてその政府が場合によつては日本政府に売りたい、そこで二国間協定によつて売買契約が成立する。そういう場合に、公団が場合によつては政府を代行して原油を買う

という必要が生じてくるんじゃないかと思いが、そういう業務が現在公団の中ではできないと思うが、やる必要があるんじゃないかと思いが、いかがですか。

○増田政府委員 将来産油国から直接に政府間協定で原油を買うという場合がいろいろ予想されておるわけでございますが、その引き取り体制につきましては、ただいま先生から石油開発公団が輸入の窓口になりますか、輸入を石油開発公団にやらせたらどうかということでございますが、これにつきまして私もいろいろ検討いたしておるわけでございますが、現在ではDDあるいはいいわゆるGG、政府間取引の引き取り体制につきましては、これはばらばらに各企業がやりますという問題が起りますので、輸入を希望いたします企業が共同して引き取りをするという体制までは進めておるわけでございます。一例を挙げますと、イラクの原油でございますが、これにつきましては民族系の六社が代表団を結成いたしましてイラク政府と交渉いたしまして、それが価格あるいは引き取り数量、決済条件等々を決めるという形でやっております。あるいは中国石油につきましても、御存じのように現在二つの窓口で、各石油会社あるいは輸入商社がばらばらでは買わないということをやっておるわけでございますが、それをさらに進めまして、たとえばいまおっしゃられますように、石油開発公団が窓口を一本化して、そして政府間取引の決めた石油を輸入するののいいかどうか、これにつきましては現在のところでは私もまだ考えておりませんが、将来いろいろの政府間取引の決めた石油が、日本において石油開発公団にやらせるかあるいは別の機関をつくるかは別として、政府機関が引き取らなければならないような事態は生じ得ると思っております。ですから、私の方からお答え申し上げますのは、現在のところはそこまでは考えておりませんが、将来の問題としては検討しなければならぬ問題である、こういうふうに思っております。

○板川委員 これは将来必ず起こると私は思うし、政府にかわって原油を買うことができる、そういう業務も加えるべきだと思いが、そういう事態に将来進んだ場合に、公団が買油業務を政府にかわってやる、その場合に国内引き取り体制というのは一体どういうふうになるのだろうか。たとえば民族系に主として配分するのがあるいはメジャー系にも同様に配分するのがある。値段が安いときには全部お互いに希望するでしよう、メジャー系も希望するでしよう。高いときにはメジャー系は断るといふことになるだろと思いが、こういう場合の国内の取引体制というもののについて一つの構想というのを持っておりますか、いかがですか。

○増田政府委員 一昨年の東中戦争が起りました前は、日本に対する石油の供給は大部分がメジャーであったわけでございますが、その後企業参加、いわゆるパーティシペーションが相当進みまして、現在はその大部分がパイバックという形で行われておりますが、将来の形としては産油国が直接これを販売するという形の取引が非常にふえる、そのときに引き取りをどういうようにするか、ことに先ほど先生から御質問のありましたように国の機関が一本で引き取った場合に、さらにその引き取りをどういうふうな持っているかというところでございますが、私もこれは一部は、むしろ希望する企業に対してこれを公平に引き取らせるといふことでやっていたいと思っております。民族系と外資系というところで現在日本の石油精製業者は分かれておりますが、従来の民族系と外資系との差というものがだんだんなくなってきたております。外資系の会社も、出資しているメジャーから石油を全量確保できるということとはなかなかあきつてくるのではないかと思いが、そういう意味で引き取りにつきましては、私もどもといましては民族系、外資系というもののに差別をつけることなく引き取り体制をつくるというところで考えていきたいと思っております。

これらにつきましてはいろいろ今後の政策の問題でございまして、いま申し上げましたのは一応私どもの考えている考え方でございまして、具体的にそれぞれの案件が出ましたときにこれを解決していきたい、こういうふうに思っております。

○板川委員 将来そういう体制が必ず参りますから、ひとつそれに対する取り組みをしてもらいたいと思いが、

また、今度の改正案で本邦周辺の海域も開発の融資対象になるということに改正されますが、一体「本邦周辺の海域」とはどういう定義でありましようか。領海内というならだれが見てもすぐわかりますが、領海外にわたるのか。たとえば領海外の大陸棚などというものとどう違うのか。本邦周辺の海域と領海外の大陸棚などというのとはどう違うのか、ひとつ説明をしていただきたい。

○増田政府委員 今度の石油開発公団法の改正案で、業務の拡張の一つの内容となっております本邦周辺の海域における石油開発でございますが、この「本邦周辺の海域」と申しますのは、領海とそれから領海外の大陸棚の両方を意味しております。

〔委員長退席、武蔵（嘉）委員長代理着席〕

それから、現在まで石油開発公団が行っております業務との関連で申し上げますと、領海外の大陸棚などにつきましては目的達成業務ということですでに融資を数件行っておるわけでございます。それなら、なぜ今回このような改正をいたしたかということでございますが、海外における石油開発に対して投資業務を行うのが石油開発公団の業務になっておりますが、「海外」の中には領海外の大陸棚なども読み込めるといふことで、目的達成業務ということでも従来も融資をやっておったわけでございまして、領海はとも読めないといふことで、領海を対象に入れるということが今回の改正の現実的な目的でございます。ことに領海につきましては、従来三海里でございましたが、非常に幅が狭かったわけでございまして、これが世界の大勢として十二海里に広がる機運にもあ

りますし、しかもその十二海里の領海になりますと、この中に相当有望な地域が含まれるということでございます。そういう意味で、今回のこの領海の部分も含めますために「本邦周辺の海域」ということで改正案を出しておるわけでございます。

○板川委員 そうしますと「本邦周辺の海域」というのは領海を主として指し、それから領海外の大陸棚などというのは従来の「海外」ということで読める、こういうことですか。

○増田政府委員 領海外の、いわゆる公海の大陸棚などにつきましては、これを「海外」ということでございまして、これを「海外」といふ議論がございました。そこで、私も私の方は一応目的達成業務ということで石油開発公団が海外の石油開発の投資を行う、その「海外」の中には領海外の、いわゆる公海における大陸棚なども読み込めるといふことで実際に運用いたしておったわけでございまして、今回の改正で、ことに先ほど申し上げましたように領海を加えたいというところで、広い概念で「本邦周辺の海域」という定義をいたしたわけです。ですから、これによって実質的に新しくできるようになりますのは、領海内の石油開発が対象になる、こういうことでございまして。

○板川委員 こういうことですか、今度の「本邦周辺」という改正のポイントは、従来領海内の開発に融資をする場合に目的達成業務ということをやっておった。目的達成業務でやる場合には通産大臣と大蔵大臣との協議事項になる。ですから、今度改正することによって、領海内の開発業務はその都度大蔵大臣との協議事項に入らないで一般的な業務の中に入るといふことになるのだ。これが今度の改正のポイントですか。

○増田政府委員 今回の改正は、いま先生からお話ありましたように、大蔵大臣の協議から協議不要に移すということではございません。従来、その目的達成業務につきましては大蔵大臣との協議は要らなかったわけでございまして、今回の改正で、目的達成業務を新たに大蔵大臣との協議に

たすわけでございます。

ですから、いままで御答弁申し上げましたのを整理して申し上げますと、従来は領海外の大陸だになつてしまふのは目的達成業務で読んでやっておつた。これについては大蔵大臣との協議が要らなかつたわけでございます。それから、今回の改正によりまして「本邦周辺の海域」の中に領海外の大陸が含まれるわけでございますが、これも当然大蔵大臣との協議が要らないということでございます。

そこで、それならなぜ改正をいたしたかということでございますが、先ほど申し上げましたように、領海内におきます石油開発を今回対象にしたい。そこで、従来目的達成業務で読んでおりました領海外のものを含めまして「本邦周辺の海域」ということでくくつたわけでございまして、實質的には、今回の改正で新たにできるようなりましたのは領海内の石油開発ということでございます。

それから、大蔵大臣との協議につきましては従来からも要らなかつたし、今回も要らない。ただ、今回の改正によりまして、目的達成業務というものがほかにも出てきましたときは、大蔵大臣との協議が要するということになるわけでござい

ます。

○板川委員 ちよつとおかしいな。公団法の十九条の「業務の範囲」の九号に「前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。」これが目的達成の業務だ。二項として「公団は、前項第九号」——いま言った項目ですが、「第九号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けねばならない。」三十五号「大蔵大臣との協議」に、十九条の二項というのが入っておりますが、目的達成業務は大蔵大臣との協議事項ではないのですか。

○増田政府委員 私の先ほどの御説明が若干不十分でございましたが、石油開発公団法の十九条に「業務の範囲」がございまして、その第一項第九号に目的達成業務が掲げられておるわけで

ございます。それで、目的達成業務を石油開発公団が行おうといたしますときには、これは通商産業大臣の認可が要するということになっております。

それから、この認可をいたしますときに、大蔵大臣との協議が要るか要らないかという問題でございますが、従来は、つまり現在の法律では、大蔵大臣との協議は要らない、ただ通産大臣の認可だけあれば目的達成業務が行えるということになつておつたわけでございます。今回御審議をいただいております改正案では、目的達成業務を行うときに通産大臣の認可が要るのは同じでございますが、さらに三十五号の改正で、大蔵大臣との協議事項に十九条の第二項が新たに入つたわけでございまして、これによりまして、目的達成業務の認可を通商産業大臣が行うときには、大蔵大臣との協議が新たに要するように改正でなつてゐるわけでございます。

こういう改正、大蔵大臣との協議をふやすということはおかしいではないかということでございますが、私も今度の改正で、いわゆる利権の直接取得あるいはその他につきまして今度業務の範囲を拡大いたしました。これによりまして、一々通産大臣の認可を得て、それからそれを大蔵大臣に協議するということは、そう実際に起こり得ないということ、むしろ非常に例外的なものだけを目的達成業務に整理いたしたということでございます。

これはいま御説明申し上げたものの繰り返しになりますが、従来、この目的達成業務というのをしばしば使つておりました、そしてやつておつたわけですが、これをむしろ整理いたした、こういうことでござい

ます。

○板川委員 そうしますと、三十五号の改正で、大蔵大臣と協議しなければならぬという十九条の二項という項目、従来それにひつかかるものを今度ははずして、実際の適用を受けるのはわずかだから、新しい十九条の二項というのを三十五号改正に入れたんだ、これで実際は余り不便はないのですか。どうも、一々大蔵大臣に協議しな

ければ石油開発事業が進まないというのでも——従来大蔵省は予算をなるべく詰めて石油開発には余り投資しない、石油の重要性というのを余り理解していない、そういう大蔵省に逐一相談しなくちゃならないという不便が生じるわけですが、今度は実際、領海をこの適用からははずすことによってそういう必要はなくなった、こういうことなん

でしょう。

○増田政府委員 いま先生のおっしゃられましたように、目的達成業務というものがそれほど予想されないう、むしろ非常に例外的なものがもし出たときにこの目的達成業務で行うということと考えると、さういふ非常に例外的なものにつきましましては大蔵省にも相談して決めていこうというのが今回の改正の趣旨でございます。

従来は、この目的達成業務も大蔵大臣との協議が要らなかつたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、たとえば領海外の大陸だの、開闢というのは何件か出ておりますが、これも大蔵大臣との協議なしでやつておりましたし、それからそれ以外の、先ほど申し上げましたペルーに對する融資貸付、これも目的達成業務でやつておつたわけでありまして、これも大蔵大臣との協議なしでやつてきたわけでござい

ます。それが今回、目的達成業務が大蔵大臣との協議が要るようになって、非常に複雑になつたような形には一応なつておりますが、先ほどから申し上げておりますように、目的達成業務で行うものが非常に少なくなる、ほとんど例外的であるということでございます。

それからまた、石油開発の問題につきましましては、これは石油危機という、日本の経済に非常に大きな影響を与えるようなことが起こつたわけでござい

おりません。

○板川委員 時間がありませんから。「本邦周辺の海域」という改正と目下予定されておる日韓大陸協定、私は直接関係はないと思ひますが、この点政府はどういうことに考えておりますか。

○増田政府委員 日韓の南部の開発につきましましての特別法は、後ほど御審議をお願いすることになつておりますが、今回の石油開発公団法と日韓の大陸協定を現実に関連いたしますこととの関係でございますが、今回の公団法の改正によって、先ほどの日韓大陸協定との開発が初めて可能になるとかという性格の問題ではございません。先ほどから申し上げましたように、領海外の大陸だのにつきましましては従来からやつております。ですから、今回の改正によりまして新たに對象として日韓の大陸が可能なこととはござい

ません。

○板川委員 次に入りますが、今度「石油等」ということでオイルシェールやオイルサンドの開発も融資対象になるということになります。目下このオイルシェールやオイルサンドの開発予定国といひますか、どういふ国が予定されておりますか。石油代替エネルギーとして非常に有力だ、そして石油危機という宣伝をされておつたわけですが、実際はなかなか公害問題や何かでこの開発がむずかしいという説もあります。このオイルシェールやオイルサンドに對して、将来われわれはどういう期待を持ていいのか、この辺の感覚をひとつ説明してもらいたい。

○増田政府委員 オイルシェール、オイルサンドについて申し上げますと、石油の現在の埋蔵量、これは確認埋蔵量あるいは可採埋蔵量と申しま

て、いわゆるオイルシェールあるいはオイルサンドは、いまの可採埋蔵量で計算いたしました石油の三倍ない五倍を超える非常に大きな埋蔵量があるということですが、ただこれを開発いたしますのには相当な技術が要すること、それからまた、これによって生産されました石油の価格がどれくらいになるかということが非常に問題でございます。

それで、先生のお尋ねのオイルシェールとオイルサンドの埋蔵が世界で特にどこにあるかということについては御説明申し上げますと、オイルシェールにつきましては現在の世界の埋蔵量の大体半分ぐらいがアメリカにございます。それから、三割以上がブラジルにあるということもございます。それ以外にはソ連、カナダ、中国その他にもございますが、大体アメリカとブラジルに集中いたしておるわけでございます。それから次に、オイルサンドでございますが、オイルサンドもこれはやはり一部の地域にむしる集中してございまして、一番多いのがカナダ、その次にベネズエラ及びコロンビアということで、大体その三國に集中して賦存しておるということでございます。

これらの開発につきましては、たとえばオイルサンドにつきましては、すでに昭和四十二年からカナダでこの生産が始まっておりますが、ただこれも相対価格が高い。それから、現在やっております生産方法ではそう大量生産はできないということで、新しい製造方法をもってこれに当たらなければならぬということが言われております。

アメリカが、オイルサンド及びオイルシェールを石油の代替資源の開発として非常に大きく期待いたしておたわけでございますが、その後の状況を申し上げますと、この開発には技術的に相当問題点がありますし、また多額の資金を要する、それからできました石油の価格が相当高いということ、一時はど期待が持たれておらないことは事実でございますが、ただ先ほど申し上げましたように石油の数の埋蔵量がありますから、今後これがやはり燃料として大きくクローズアップ

プされる時期は私どもは来るものと思っております。そういう意味で、非常に早くからということになるかもしれませんが、今回石油開発公団法の改正の中に、石油及び可燃性天然ガスに加えましてオイルサンド、オイルシェールを対象にいたしたいということでございます。

○板川委員 時間がありますから、次の備蓄問題に入りますが、この備蓄業務にも出資または貸し付けができるような改正点があります。石油危機の体験から備蓄の重要性というものは私どもも理解できますし、いざというときの安心料としてこれに相当の出費がかかることもいたし方がない、こう思うわけであります。この備蓄日数というのが実は非常にあいまいなんです。前の通産大臣の中曾根さんは、石油危機のときに、われに七十九日の備蓄あり、こういう宣言をした。四十一日しかないのに七十九日というのは一体どういう計算かと思つたら、途中の輸送中のタンカーの数量まで全部計算しておつた、こういうことがありましたが、この備蓄日数という基準が非常にあいまいですね。

そこで、国際エネルギー計画機構、IEA、ここで政府はこの協定を取り結んだのであります。このIEAの目的、事業内容というものがいついて、時間がありませんから簡単に、備蓄問題に触れて説明してください。

○増田政府委員 IEAが昨年の十一月に発足いたしましたわけでございますが、簡単にその目的を申し上げますと、石油消費国がここで各種の石油に関する問題を討議して消費国としての行動をするということになっております。

それで、その主たる内容は、緊急融通制度というものが主たる内容でございますが、石油の輸出が制限されたりあるいはとまった場合に、消費国がどういふふうにお互いに融通し合うかということが一つの大きな項目になっておまして、現在これにつきまして、この融通制度の最後の詰めが行われておるわけでございます。ただ、このIEAはこれだけではございませんで、たとえば

節約の問題とか、あるいは代替燃料の開発の問題とか、あるいは産油国との間の対話の問題とか、その他も全部討議をいたすということになっております。

○板川委員 このIEAの加盟国はフランスが入っていないようですが、どういふ理由でフランスは入らないのですか。

○増田政府委員 IEAにつきましては主要国がほとんど全部入っておるわけですが、フランスが現在に至るまで入っておりません。ただ、この理由につきましては、フランスはこのアメリカ主導型の政策につきまして若干フランスの石油政策というのを打ち出しておりまして、昨年の二月にワシントンで消費国会議が行われまして、その後いわゆる緊急融通制度、先ほど申し上げました制度につきましても作業部会ができたわけでございますが、そのときにフランスがその作業に加わらなかった。そして、作業部会の方でどんどん進みまして去年の十一月にIEAという機関ができたわけでございますが、この作業に入っておりませんでした。フランスが、自分が加わっていないものになりに加わったわけではございません。

ただ、現状で言いますと、このIEAでいろいろ行われておりますことにつきまして、フランスはそのメンバーではございませんが、これについて常時連絡を受け、また今後の産油国との対話その他につきましてもIEAの中で考えております考え方に同調しながら一緒に産油国との会議に出るということになっておりますので、正式なメンバーではございませんが、一応十分協調しながらやっております。

○板川委員 これは内容については時間がありますから、いずれまたの機会に議論してみたいと思ひますが、政府間協定で十年間の期限ということになっており、わが国の政府も昨年の十月二十五日閣議において同協定の参加を決定した、こういうことであります。この拘束力は一体このまゝ国内企業に及ぶのですか、どうなのですか。これは国際法上の解釈になるでしょうが……。

○増田政府委員 IEAに日本が参加いたしました形式が若干特殊な形式になっておりますが、OECDの決議に基づいて日本がこれに入るといふ形になっておるわけでありまして、ほかの国はこのIEAに直接参加するということになっておりますが、日本はこのOECDの決議に基づいてその決議に従うということに入っておるわけでございます。そうなりますと、このOECDで決まった事項につきましては、法令の範囲内でこれの拘束を受けるということになっておりますから、少なくとも日本の今回の加盟の仕方から言いますと、直接このIEAで決まったことにつきまして法的あるいは条約的な拘束力は受けないというのが外務省の解釈でございますし、また日本もそういう立場でこれに参加し、いろいろ意見を申しておるわけでございます。

○板川委員 このIEAの中では九十日の備蓄を義務づけております。ですから、これが直接拘束をするということになると、備蓄問題とからんでなかなかわが国はこれを実行できない空気もあります。そういう点で伺つたのであります。この備蓄問題で、これはひとつ通産大臣と消防庁に伺いたいです。

時間があと七、八分しかありませんからもうはしょってしまひますが、三木総理が消防庁に石油コンビナートの保安の立法をしる、こういう指示をして、消防庁が中心になっていま安全法といひますか、コンビナート安全法というものをつくりかけておるといふことも伺っております。ところが、この消防行政から見ると、消防庁というのは消防組織法と消防法によって行われておるのですが、この基本は自治体消防なんです。その目的の項目を見ても、いわば自治体の火消しというのが中心であつて、危険物といつても町の中にある危険物を取り締まるというものが従来のあり方であつて、コンビナートという特殊な大集団、大規模、巨大な数量、こういうような地域をやるのは、いまの消防組織法、消防法という形から出た

んでは十分じゃない。消防法は、これは地方自治体、市町村長が最終的に責任を負う体制になっておる。それで、消防庁長官は市町村消防隊長に対する指揮命令権があるかという、指揮命令権はない。こういう形の中で消防庁がコンビナート防災とか何とかをつくるというのは、私はどうも不安でならない。だから、本来ならコンビナートの問題は、保安と防災とを別に分けたらいいんじゃないでしょうか。防災ということになれば、それは消防に確かに関連をします。しかし、私は防災でなくて保安というのは、高圧ガスと同じように通産省が責任を持つべきじゃないかと思うのです。

たとえば水島のタンクの事故あるいはすでに数年前に西部石油とか極東石油とかに水張り試験の結果事故があった。そういう事故があったのに消防には報告がなかったというのです、私が聞いたときには、しかし、当時新聞に出ていた。新聞に出ておつても消防には報告がなかった。あるはずだから資料を出せと言ったら、後から持ってきたのですけれども、とにかく消防は、責任は地方自治体にあるのだ、こういう形で大災害の責任を負わない。ですから、水島の事故で、あれほど漁民や一般の地方の国民生活に重大な影響を与えていながら、消防では余り責任は感じない。それは地方消防、自治体消防の責任だ。国も県知事も実質的には余り責任を持っていない。こういうところに私はこの問題があると思うのです。将来、備蓄政策をIEAの協定に従つても九十日をやらざるを得ないという責任を政府は負うわけです。しかし、いまの体制では、これは備蓄なんというのには絶対に進まないのです。それは備蓄法が出たつてだめですよ。国民の安全に対する理解といたつての以上は、これは備蓄政策は一步も進みません。ですから、防災については消防庁がやることも結構です。しかし、コンビナートの安全というのについては、これは通産大臣が責任を負うべきだ、通産省が責任を負うべきだと思つておる。新聞によると、何か高圧ガスも全部消防庁に

持つていくのだというように出ています。これは逆ですよ、消防は責任を負わないのですから。

私は、もし水島事故が通産省の責任で起つたというのであれば、通産大臣は辞任するか、不信任案の対象になると思います。しかし、あれだけの重大事故が起つたつて、消防庁の不信任案は出ないし、消防庁というのは責任をそれほど感じない。それは指揮命令権が自治体に対してないからですよ。

だから、こういう点から考えますと、私は備蓄という問題を、確かに国民生活あるいは産業上の保険料として進める必要は認めます。しかし、実際はこの備蓄を進めさせることができない。それは国民が安全に対する信頼を持っていないからだ、こう思いますが、大臣はどう考えますか。

○河本國務大臣 まず第一に、いまお話しのように、コンビナートというのは近代的な化学産業といふものが密集をいたしておる非常に大規模な大企業集団でございますから、防災、保安というようなことを考えます場合にも、きわめて高度の技術の知識というものが必要になるわけでございます。総理の御指示もありまして、いろいろ防災対策についていま一本化の作業をしておるわけですから、これは、いま御指摘の点が一番問題になりました。これをどう調整したらいいのかわからないことでは、いま協議しておるわけでございますが、これが実はこの案をまとめる上においての最大の課題になっております。

それからなお、備蓄の問題につきましても、やはり地域住民の安全についての了解が得られるということが前提条件でございますので、いまお話しのように、どうすれば地域住民の安全についての協力が得られるか、これが最大の課題でございますので、そういう点を十分考慮しながら今後の備蓄政策を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○板川委員 実際ああいう大事故を起しても、いまの自治体消防というたてまえ、消防組織法、

消防法というたてまえからいつて責任を負わない立場だが、私は、これはコンビナートを認可する、またその監督官庁である通産省が第一次的に保安の責任を負うべきだ、巨大な数量、最新の化学、それから広大な地域、こういう面から見ますと、地方自治体にその責任を預けるというのはいわば無責任だ、こう思います。

もう一つは、この消防の組織を、いまの消防法からいつて、自治体消防でなくて国家消防、国家防災隊というか、そういう性質のものをつくるべきじゃないかと思つておる。それは、たとえば陸海空のある程度の装備を、日本各地の一定の地域につくつたセンターに置いて、そして機動力と機械力と科学力をもつてああいう大災害のときには直ちに行動できるというような国家消防隊という性質のもの、いまは自治体の、市町村の消防なんですから、県は持つていないし、国も持つていない。それで、お互いに何とか協定を結んで助け合おうという程度のもので持つていないのです。ですから、あの大災害、ああいう大事故に対しては、その能力を持つていないのです。ですから、国家消防隊的なものを組織して、そして近代的な陸海空から大災害を防止する、防災する、こういう性質の組織をつくる必要があるということを申し上げておきたいと思つています。

時間ですから、以上をもちまして終わります。○武藤(嘉)委員長代理 板川委員に対する答弁の中で、増田長官から数字の訂正の申し出がありま

すので、長官の発言を許します。増田長官。○増田政府委員 先ほど板川先生からERA P及びENIの資本金についてお尋ねがありました。私、数字を間違えて答弁申し上げましたので訂正させていただきますと思つています。

ERA Pの資本金額は、七二年末の数字でございますが、三千七億七千四百四十六万フラン、日本円にいたしまして二千五百六十六億円でござい

どうも数字を間違えまして恐縮でございます。

○武藤(嘉)委員長代理 佐野君。

○佐野(進)委員 大臣が参議院の予算委員会の方へ行かれたということ、本会議があるので時間が制約されていることもありまして、私はきょう予定した質問の中の幾つかの点について質問をして、あとはひとつ次の機会に譲りたいと思つています。

私は、この石油開発公団法の一部を改正する法律案については、今日の情勢の中で時宜に適した法律の改正である、こういうぐあいに当初考えておつたわけでありまして。したがつて、本法案についてはむしろ積極的にこれを評価するといふ意味において本会議における趣旨説明を求め、本会議場における質問をしてみたい、こう考えて国対の方にはその要求もしておつたわけでありまして、その後の情勢の変化もあり、さらにまた一部の私たちの方からこの法律の内容について幾多の疑義がある、こういう点についての見解表明等もあり、目下この法律を審議するに際して賛成すべきか反対すべきかということについてその判断に悩んでおる、ということが適切かどうかかわかりませんが、そういう心境の中で質問を続けてみたいと思つております。大臣が二十分ぐらいたつたら来るそうでございますから、大臣質問は後で行うということにいたしまして、具体的な問題から入つてみたいと思つております。

まず第一に、この石油開発公団法の一部を改正する法律案につきましては、業務の追加といたしまして、石油開発公団の業務の範囲に次の業務を加えることとして一つ一つの条件、さらに外国の政府機関に対する必要な資金を貸し付けるとして二つの条件、さらに本邦周辺の海域における石油等の探鉱に必要な資金を貸し付けるとして一つの条件、さらにオイルサンド及びオイルシェールの探鉱に必要な資金の供給、もう一つは石油の備蓄ということになっておるわけでありまして。

そこで、私はこれらの問題についての質問をする際、総合的な立場から質問をしてみたいと思つ

準備をしておいたわけでありますが、そのことについては大臣もおりませんので、具体的な内容から質問に入ってみたいと思います。

まず第一に、石油の開発についてであります。

わが国企業による石油開発は、安定供給源として、また全世界の供給量の増加という観点からも重要なことでありますが、その情勢の中で、わが国のこの開発面における成果がこれまでのような状況になっているのか、お答えをひとついただきたいと思います。

○増田政府委員 わが国の石油開発がどれだけの成果を上げていくかということですが、日本の石油の輸入量というものが毎年非常にふえておられますので、その石油輸入量全部の中の比率は、四十九年度の三月末までの見込みの数字を若干入れて、大体一〇%、これが日本の自主開発と申しますか、それによってもたらされる輸入量でございまして、それから総輸入量の中の一割が石油開発で自主開発をした分によってもたらされる、こういう成果でございまして、これは昭和四十二年の総合エネルギー調査会では三割を目途とするということになっておりましたのですが、それに比べては非常に成績が悪いということでは率直に申し上げなければならぬと思います。

（武藤（嘉）委員長代理退席、委員長着席）
○佐野（進）委員 それでは、そのように約一割の自主開発によるものの供給を受けている、こういうふうにお話しになられたわけでありますが、それは目標からすると、目標到達に対しては若干の問題点があつてそこまではないか、そういう御説明であります。それで、その問題点というものとその問題点に基づいて今後どのように措置をされるか、もちろんこの法律もその一つでありまして、その問題点というもののについての認識と今後の方向についてひとつお答えをいただきたいと思うわけでありまして、

○増田政府委員 日本の石油開発が所期の成果を生んでない、そこはどことが問題点かということでございますが、一つ大きな問題点は、やはり資金

量が豊富でないという点でございまして。従来、石油開発は主としてアメリカあるいは英国の国際石油資本会社が行つておつたわけでございまして、非常に豊富な資金をバックにいたしまして石油開発を意欲的に行つてきたわけでございまして。日本もおくればせながら昭和四十二年に石油開発公団ができて、海外において石油開発をいたします企業に対する融資、出資を行つたわけでございまして、それにいたしまして、石油開発公団の資金規模も少のうございまして、またこれで全部賄うわけではございませんで、やはり民間の資金をその半分あるいはそれ以上要するわけでございまして、この資金がなかなか集まらなかったということ、第一の問題点は、やはり資金量の不足であつたと思ひます。

それから、第二の問題点は、石油開発に関する技術に乏しきで、技術者が非常に少ない、あるいは新しい海底油田の開発につきましても経験がやはり欧米諸国の石油開発企業に比べて劣つてい

るという点が出てきておると思ひます。それから、第三番目には、やはり日本が石油開発に乗り出しましたのは、相当時期に遅かつた

ということ、非常に努力もいたしたわけですが、後から有望な利権対象あるいは契約対象を見つけないことにつきては、世界の各国が非常にいいプロジェクトを相当先取りしております。そこへ後から出てきておりますために、必ずしも初めに期待していたほどの効果が出ていないということでございますが、最近いわゆる陸地

でなくて、海における開発によりまして石油が大分新しく発見されておるわけでありますが、この技術が相当進んでおるわけですが、そういう意味から言いますと、まだまだ有望な地点は残されてい

るということと申せるかと思ひますが、先ほど言いました資金の問題、技術の問題、それから後進性の問題というものが、石油開発につきましても所期の効果が上がらなかつた原因である、こういうふう

に、この問題が一つの問題点として指摘されるということでは説明があつたわけでありまして、そのことを私は否定はいたしません、しかし同時に、体制的にもいろいろの問題点があるのではな

いか、これから質問してみたいと思ひますが、その前に、それでは足りないという面について、この法律案の改正の内容を見ると、そこに重点を

志向して改正をされているというように見受けられない。この業務の追加の中においても、技術

者が足りない、資金の面については若干ふえたとしても、そのふえ方については若干ふえ方

ではない。そういうような状況下にあるように私には見受けられるわけでありまして、そこでは

の質問に関連して、それでは技術陣やそれに対応するところの諸条件、いわゆる欠点、問題点、そういうものに対して、どのように克服をしてお

れる考えであるのか、その点ひとつ聞いておきたいと思ひます。
○増田政府委員 技術の問題につきましては、これは技術者の養成あるいは技術者の間におきま

す。この方面で石油開発公団には昭和四十七年から技術センターを設置いたしまして、ここで石油開

発技術者の養成を行う、あるいは石油開

発技術者の養成を行う、また技術的なサービスを各開発会社に行つたこととで発足いたしましたわけ

でございます。この技術センターにつきましては、さらに五十年、来年度でございまして、石油資

源株式会社と物探部の分析をやっております技術者を相当大幅に移しまして、ここがいわゆる日本の石油開発技術の中心になるということで、これの助成を考えておるわけでございます。

それからもう一つ、技術者の訓練ですが、こ

に海外におきま

す。これは具体的

に、先ほど六百

名、先ほど六百

名、先ほど六百

とで、そういう技術者を何とかふやしていきたい。国内には秋田とか新潟とかに技術者がおるわけですが、そういう技術者が海外に出て外国人とともに一人前の仕事ができるようにしたい、こういうことで、私も昭和五十年度の予算で各社からそういう技術者を供出していただきまして、その方々が海外活動ができるようにしていきたい、こういうのが技術者問題でございます。これにつきましては、お役所初め各社の御協力をいまお願いしている次第でございます。

先ほど長官の申されました三つに関連しましては、大体以上のとおりでございます。

○佐野(進)委員 長官が言ったのは三つだけれども、私はまだほかにある、こう言っているのですが、あなたは三つ以外にないと思いませんか。

○橋岡参考人 先ほど長官の申されましたわが国の石油産業の後進性という問題がございます。それに恐らく関連していることだと思えますが、先生から体制問題の御指摘がございました。私も先ほど申し上げましたように、公団の存在する理由の一つはやはり石油産業の体制がうまくいっていないところにあるかと思えます。いま私も、仕事をいたします際に、たとえば技術者が足りない、それから資金が足りない、それからもう一つ問題は、石油開発に携わります経営者が必ずしも十分でないというような問題がございます。したがって、私も新しいプロジェクトができます場合に、何とかそういう海外活動の能力の十分なる人をそのプロジェクトに行っていくようにいろいろ心がけておるわけでございますけれども、これは私どもの公団の実質は直接の範囲を逸脱するかもしれませんが、やはり問題はわが国に石油開発の中核となる強い企業がございまして、これがいま一番必要とされることではないかと思えます。

○佐野(進)委員 そこで、公団並びに長官にお伺いしたいのですが、私もいま橋岡理事が答弁されたことが一つの真実であるように思うのです。今日、石油開発を進めるといふことについて反対する

人は一人もいないと思うのです。これが後で政治的な問題として反対論が出てくるのはまた別の問題でありまして、エネルギー問題を前向きな形において解決していくというところで政府が積極的に取り組むことに対して反対する理由は一つもないと思うのです。しかしながら、この石油開発を進める経過の中で好ましくないいろいろな条件が発生する。これは善意、悪意いろいろなところから発生するが、そういうことはできる限り排除していかなければいけない。特にこれは国の費用、国の金をもってそれぞれの企業に対して出資をしたりあるいは援助をしたりすることになるわけでありまして、この点についてはきわめて重要な要素としてとらえていかなければいけないと思うのであります。ところが、いままでの公団の運営ないし政府の指導等々は、この面についてはきわめてずさんという言い過ぎになるかわかりませんが、比較的、私の言葉をもちますればそう言いたいのですが、その成果を上げることもよりもその出資をすることに、あるいは援助をすることに重点が向けられておるような、そういうような印象すら与える報道が幾多なされてきておるわけでありまして。そういう点について、たとえば「今里広記氏をめぐる海外石油開発社群」というような一つのレポートが出されておりますが、これらを読みましてもあるいはそのほかの書類等を見まして、いま橋岡理事が発言されたように、全くの素人が一つの情熱に基づいて会社をつくり、そのつくった会社が財界という名のもとに運営され、その運営される会社に対して政府並びに公団が異常な熱意をもって援助をしておる。したがって、本来持つ本質的な機能を外れて財界としての立場に立つそのものに対する援助が、結果的に多くの欠陥を露呈し、成果を上げないできているのではないか、こういう指摘が幾多なされておるわけでありまして。私は、その一つ一つを申し上げる時間はないので省略いたしますが、こういう点についていま公団の理事がお話しになられた点等に関連しまして、これは大臣答弁

どういふことになるんだろうと思うのですが、大臣いまだから後で聞きますが、長官の見解をこの際ひとつ聞いておきたいと思うのであります。

○増田政府委員 いま佐野先生から石油開発につきまして、その取り組み方それから財界との関係についていろいろ問題点の御指摘がございました。ですが、石油開発につきましては、これは非常に危険を伴ういわゆるリスクの多い企業でございます。しかも、これを行いますためには、相当大きな資金量が必要といたすわけでございます。そういう意味からいいますと、このリスクのある、しかも大量の資金を集めるためには、これは財界の応援というものがぜひとも必要になってくるわけでございます。私も、石油開発というものの重要性を認識して財界が全面的にこれをバックアップしている、非常に熱心に取り組んでおる、これによりまして、先ほど申し上げましたように所期の効果は上がっておりますが、現在日本の一〇〇分の石油というものが自主開発で輸入されておるということになったのではないかと思っております。

今里氏につきましては、確かに石油の経験がなくてこの石油開発の方に出てこられたわけでございますが、しかし私は今里氏が日本におけるエネルギーの重要性それから石油問題の重要性というものを認識して、国のために石油問題にいま取り組んでおられる、こういうふうな考えでおられるわけでございます。確かに石油をずっと扱ってこられた方ではございませんが、しかし石油問題、エネルギー問題について自分の情熱を傾けて、自分の後半生は日本の石油問題の解決に当たるといふことでやっておられるわけでございます。いろいろの雑誌に今里氏のことについて書かれておるのは私も読んでおりますが、私も今里氏が日本の国策である石油開発に情熱を打ち込んでやっておられる、こういうふうな考えでおられるわけでございます。

ひとつよく理解して答弁していただきたいと思うんですが、ただ長官よく聞いていただきたいのは、先ほど石油開発公団の橋岡理事が、あなたが指摘した三つの点に加えて私がつけ加えた一つの条件、それを石油公団が現実とその業務を展開する中で感じておる一つの問題点として答弁しておるわけですが、その答弁の中で、いわゆる今日の情勢の中で一つの強力な指導性というか体制ということ、石油開発公団の理事としてはなかなか言いにくいことだけれども、そのことを言っておるわけですが、これはまたわれわれ審議する立場に立つ者としてもそのとおりだと思っております。四つのプロジェクトであるとか統合プロジェクトであるとかあるいは三十二であるとか四十二であるとか、いろいろな企業群あるいはプロジェクト群が存在して、それぞれ開発にいそしんでおるわけですが、私はあえて怠けていると言ふんじやないんです、一生懸命やっております。だがしかし、その成果はなかなか思うように上がっていない。一〇〇供給になったとは言いがた、その供給の一〇〇の内容を分析すれば、真に開発によって得た成果として一〇〇分にはなっていないことについて、時間がございませぬからそれに触れませんが、開発されたものを取得する形の中においてその供給量を確保しているということも言いがた思ふのであります。したがって、そういう形からすれば、いまあえて私は素人と言ったのであります、望まれている、望まれるべき体制、その体制をつくり上げておる中核になる人、それがいかに情熱があるうとも、情熱だけで物事がなし得るものではないわけでありまして。したがって、とかくのうわさがその中に出てくる。とかくのうわさは、石油開発というこの大きな事業を遂行する上に決してプラスの効果は出てこない。プラスという面においては出てこないということであるならば、何をなすべきかという、そういう点については、当然エネルギー庁長官あるいは公団総裁と

○佐野(進)委員 私は、個人を誹謗するために質問しているわけじゃございませんから、その点は

ひとつよく理解して答弁していただきたいと思うんですが、ただ長官よく聞いていただきたいのは、先ほど石油開発公団の橋岡理事が、あなたが指摘した三つの点に加えて私がつけ加えた一つの条件、それを石油公団が現実とその業務を展開する中で感じておる一つの問題点として答弁しておるわけですが、その答弁の中で、いわゆる今日の情勢の中で一つの強力な指導性というか体制ということ、石油開発公団の理事としてはなかなか言いにくいことだけれども、そのことを言っておるわけですが、これはまたわれわれ審議する立場に立つ者としてもそのとおりだと思っております。四つのプロジェクトであるとか統合プロジェクトであるとかあるいは三十二であるとか四十二であるとか、いろいろな企業群あるいはプロジェクト群が存在して、それぞれ開発にいそしんでおるわけですが、私はあえて怠けていると言ふんじやないんです、一生懸命やっております。だがしかし、その成果はなかなか思うように上がっていない。一〇〇供給になったとは言いがた、その供給の一〇〇の内容を分析すれば、真に開発によって得た成果として一〇〇分にはなっていないことについて、時間がございませぬからそれに触れませんが、開発されたものを取得する形の中においてその供給量を確保しているということも言いがた思ふのであります。したがって、そういう形からすれば、いまあえて私は素人と言ったのであります、望まれている、望まれるべき体制、その体制をつくり上げておる中核になる人、それがいかに情熱があるうとも、情熱だけで物事がなし得るものではないわけでありまして。したがって、とかくのうわさがその中に出てくる。とかくのうわさは、石油開発というこの大きな事業を遂行する上に決してプラスの効果は出てこない。プラスという面においては出てこないということであるならば、何をなすべきかという、そういう点については、当然エネルギー庁長官あるいは公団総裁と

して考えていかなければならぬ問題ではないかと思ふのです。私は時間があればあるいは一般質問の際でもこの問題を改めて聞いてみたいと思ふのでありますが、きょうは法案審議でありますからこの程度でやめます。

そこで、この問題の結末として、石油開発公団が今回のこの法律改正の中におきましても、一度権利を取る、それを企業に渡すそのつぎの形が、ある企業がいま言ったように万全なる企業であるならいいけれども、あるいは持ちこたえられない、あるいは買った権利もそれを完全に生かすことができない企業であるかもしれない、そういうようなことをなぜやらなければならぬのかという疑問は当然出てくると思う。だから、公団法改正の今日の現段階において、なぜ直接公団がこれら業務を行うことに支障があるのか。公団は法のたてまえから支障があるのは当然であります、改正をするという形の中で、なぜそこまで踏み込めなかったのかという点の一つ。もう一つは、企業群の中核としての役割りを果たすべき指導力ある者をつくるということが、今日の状況の中においてどこにその障害があるのか。この点について長官と公団の方とお二人の御答弁を求めたいと思ふ。

○増田政府委員 先ほど私が佐野先生の御質問に對しまして、石油開発がなぜ伸びないかということについて三つの点を申し上げたのですが、これに對しまして佐野先生から体制問題、企業のあり方の問題について御指摘がありました。確かにこの問題につきましても改善すべき問題が多々あると私も思っております。ことに現在石油開発に当たっております企業が五十数社あるわけですが、そういうようにいわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニーという体制でいいのかどうか、もっと強力に、諸外国に見られますように強力な開発会社というものが表に出て、そして石油開発を行わなければならないのではないかという点について、やはり体制問題について私どもいろいろ考えなければならぬ点があると思ふます。また、

これにつきましては、昨年総合エネルギー調査会の石油部会で中間答申をいただいたわけですから、石油開発体制についての見直しというものも指摘されておりました、これらにつきまして私どもも鋭意その努力を重ねておるわけでございます。

それから、今回の改正点でございますが、幾つかの業務を石油開発公団の業務として追加いたしましたのでございますが、これは石油開発公団が発足いたしました七年たつております。一回改正が行われておりますが、この七年間の経験でやはり従来掲げられていた業務では足りない部門というのが出てきたわけでございます。それは直接利権取得とかあるいは融資買収の關係でございますが、石油の開発のあり方というものが世界的にいろいろ動いてきております。それに合わせまして、強力な石油開発体制というものを持っていきたいというのが今回御審議をいただいております石油開発公団法の改正の重要な点でございますが、先ほど先生から直接利権取得と、それからあとその引き受ける企業のあり方という問題の御指摘がございました。石油開発公団がせっかく自分で直接利権を取得しましておぜん立てをした、しかしその受け手である企業が非常に弱いか問題があるということでありまして、これは私はそこに非常に問題点があると思ふます。今後こういう直接利権を取得いたしますときには、この受け手につきましても十分審査をいたしまして、せっかく石油開発公団が直接利権取得いたしました石油開発事業が大いに成果を上げて、そして日本に對する安定供給の一助になるようにこれは十分気を付けてやっていくつもりでございます。

○楠田参考人 先生の御質問の利権取得につきまして私も実務を担当します者から申し上げますと、利権取得はまず相手方と交渉があるわけでございまして、相手方と交渉いたします際、あるいは交渉が始まりました直後、恐らく私どもとしては国内でそれがこれを受けるかどうかということを考えて、相手方と交渉する一方、国内の受け手を、あるいはどこを中心としてどういう会

社をつくるかということにつきまして、完全ではございませぬにしても大体大ざっぱな構想を立てて相手方と交渉することになると思ふます。それでも、もし国内体制が非常にうまく進みまして、サインをしなればならぬときまでには体制がでますれば私どもが介入することはないと思ふますけれども、もしサインをするということになりましては、サインをいたしましたあと国内の体制が整いまして先生の御心配のようなことになりました場合は、これは日本としましては国際的な信用を失墜するわけでございまして、公団自体としましては将来また話がでないというところにもなりますので、私どもとしてはそういうことは絶対ないよう準備を進めてまいりたいと存じております。したがって、その点につきましましては私も先生の御心配の点、これは確かに理論上はそういうこともあるかと思ふますけれども、実務的には万々そういうことのないよう努力する所存でございます。

○佐野(進)委員 時間が大分たつてきましたので、いまの問題点は一応まだ留保すべき点がありまして、その中で留保しながら、次の問題点について質問してみたいと思ふます。

冒頭申し上げましたとおり、この法案の審議に当たつて反對論が出てきておるわけであります。その反對論の大きな理由は、日韓大陸協定批准と大陸協定特別措置法案との石油開発公団法が、一体化した形の中で提案されている、そしてこの法律案は日韓大陸協定の批准の裏づけであるのだ、いわゆる措置法と一体化した形の中で存在しているのだ、こういうような疑問点が出ておるわけであります。さつき板川委員からもその点についてお触れになりましたけれども、この点についての考え方を冒頭ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○増田政府委員 今回の石油開発公団法の改正につきましまして、その疑問点としてこれが日韓大陸協定の共同開発を可能ならしめるための業務拡張が入っているのではないかとこの御指摘があつたわけでございますが、これも先ほど板川先生に私から御答弁申し上げましたわけでございまして、今回の改正に「本邦周辺の海域」というものが入っておりますが、これは先ほど御説明いたしましたように、従来から領海が対象になつてない、それで領海をどうしても含めませんと、今後領海が三海里から十二海里になるという大勢にもあります、ことに日本の周辺の大陸棚、具体的に言いますと新潟沖、秋田沖あるいは常磐沖、それから島根、鳥取沖の西日本であつておりますこれらの石油開発につきましまして、領海にかつた場合これに對する援助ができない、しかも領海の開発につきましまして、これは海外開発と同じように非常に技術を要しますし、また金額も相当大きな投資をしていかなければならないということとで、これを対象にしたいというところで今回の改正を出したわけでございまして、そういうことでございまして、先ほど疑問点が出ておるということと御指摘のありました、日韓大陸協定を今回の改正によつて可能ならしめるためのものであるということではございせん。従来から領海外の大陸棚につきましましては目的達成業務で読んでおります。実際にまた数件融資、出資をしております。ですから、今回の改正は領海を含めしめるために行つたものでございまして、これが改正されることによつて初めて日韓大陸協定の開発を促進することができるといふ問題では決してございせん。

○佐野(進)委員 私もしきさか勉強をしておりますからいま長官の言われたことについては了解ができるのでありますが、しかし一般的に、同時期に出してきているという形の中でなかなか了解し得ない面もあるわけでありますので、質問を続けてみたいと思ふのであります。

それでは、日韓大陸協定の共同開発協定による「共同開発区域」、これはこの改正案の「本邦周辺の海域」というものと一体どういふような關係になるのかということがまず一つであります。同協定第二十八条は、「この協定のいかなる規定も、

共同開発区域の全部若しくは一部に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界面定に關する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。このように規定しているわけでありませんが、この協定によって大陸棚に對する公団の投融資業務は影響を受けることがあるのかどうかということでもあります。また、今回の改正案はこの協定を特に意識して提出しておると一般的には言われておるわけですが、その意識する、しないという問題、たまたま去年との関連もありませんが、こういう点についてはどのようにお考えになっているのか、ひとつ答弁をいただきたいと思ふのです。

○増田政府委員 日韓の大陸棚は領海外の大陸棚だということです。先ほど御答弁申し上げましたように、従来目的達成業務で読む対象地域には入っておるわけでございます。ただ、これにつきましてはその共同開発ということでございますので、共同開発ができるまではもちろん対象にならないわけでございます。

それから、先生からお尋ねのありました、つまり日韓大陸棚な開発の協定あるいは今度の特別法というものを意識して今回の石油開発公団法の改正が提案されておるかということでございますが、私も、私もは全く意識しておらなかったわけですが、と申しますのは、先ほどから申し上げますように、今回の改正では領海を含めるために業務の追加をああいう形で出したわけでございます。日韓大陸棚な開発を可能ならしめるために今回の石油開発公団法が生まれ、それが非常に大きな要素になっているというのを指摘されますと、私もはさきわめて意外でございます。繰り返して申し上げますが、日韓大陸棚な開発と今回の改正との関連は、私もは全く意識してない、むしろ関連がないものというふうに考えております。そういうことで一応切り離して考えておったわけでございますが、全くその関係がないかどうかということになりますと、これは領海外の大陸棚に日韓が入るんじゃないかということは確かに御指摘

のとおりでございますが、先ほどから繰り返し御説明申し上げておりますように、従来の石油開発公団法でも、つまり今回の改正をいたさなくても領海外の大陸棚だで一応それは対象になり得るということでございます。

○佐野(進)委員 ここで大臣の答弁を求めなければならぬはずなんです。大臣、約束の時間に来ないじゃないか。約束の時間に来ないからこれは困るんだけど、来られるのか来られないのか。ちよつと問い合わせをしておいてもらいたい。そこで、政務次官、いまの点、おわかりになっていると思うが、大臣にはいづれ後で聞くとして、長官の答弁でいいのかどうか、あなたの答弁を求めておきたい。

○渡部政府委員 いまの佐野先生の御質問は大変微妙な問題でございますが、風が吹けばおけ屋がもうかる式の考え方でいきますと、これは関係がないということば間違ひであつて、とにかく日本の国内のエネルギー資源を確保するための改正でありますから、恐らく大陸棚な問題もそういう一つの目的で当然出てくるということになると、何らかの因果関係はあるんじゃないかということになるであらう。いまエネルギー庁長官が答弁をしたように、この法律を改正するに当たつてもその問題を全く意識しておらなかったということも間違ひのない点で、この点は御了承をいただきたいと思ひます。

○佐野(進)委員 そこで、これはまたあしたでも大臣から明確に聞いておきたいと思ふわけですが、いま長官ないし政務次官が答弁された点を一応了解したと前提して、それでは制度上今回の改正案と日韓大陸棚な協定ないし協定による共同開発区域の問題が具体的な日程に上つてまいりますね。批准された、措置法ができた、さてそう

なつたときどうするかという問題、いままで長官は、もうすでにその地域が公団のいわゆる対象地域になっておるのであるから問題はないけれども、しかし出てきた場合どうなるかということについては、言葉をちよつとそこだけ濁してお

るわけですね。したがって、そういう場合においての公団ないし政府が取り扱う扱い方というものがある。この種問題としてはさきわめて重要な段階に來ていふと思ふのです。したがって、そうしたとき公団は、法律の定めるところに従つて業務上差し支えなければ投融資をすることは、援助することとは当然だと思ふのでありますが、さてそれを認めるとか、この法律の実行に際してそれに対して一定の制約を加えるというのが政府の責任だと思ふのです。したがって、こういうことについては当然政治的な配慮が必要になつてくると思ふのであります。これは長官にいまここで答弁を求めるとは非常に酷いかもしれませんが、大臣に後で答弁を求めますが、あなたとしてはどのような見解を持て対処されるお気持ちか、この点を答えていただきたいと思ひます。

○増田政府委員 共同開発区域におきます探鉱事業に對して公団が投融資を行うかどうかという点のお尋ねでございますが、これは共同開発の進展に應じまして具体的な案件が出ましたときに、その案件に照らしまして判断することになるわけでございます。いろいろの問題点があることは私も十分承知しております。そういう意味でその際には、これは政府機関の投融資でございますので、さきわめて慎重にこれを取り扱いたい、こういうふうにして思つております。

○佐野(進)委員 本会議が一時から始まるということ、大臣も来ておりません、そういうことでありますので、私はこの質問できく、質問を終わりたいと思ひますが、いづれにせよ、開発問題と日韓大陸棚な問題について質問をしてみたわけでありまして、なおたすべき点が幾つか残つておるわけでありまして、したがって、質問を留保して、本日の質問を終わりたいと思ひます。

○山村委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十九分休憩

午後二時十八分開議
○山村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
質疑を続行いたします。野間友一君。
○野間委員 今回の法改正は大きく分けて二点に分かれるのじゃないか、一つは開発に關する公団機能の拡大の問題、もう一つは備蓄に關する機能の拡大の問題だと思ふのです。

そこで、まず開発に關する問題について御質問をしたいわけですが、開発に關しては政府は四点到つた理由ですね。特にこの「改正について」と題する五十二年二月付のエネルギー庁の資料によりますと、世界的な開発ブーム、今、石油利権の取得と開発の促進に血まなことなつて、まさに世界的な開発ブームといった状況を呈しています。こういう表現もあるわけでありまして、そういう点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○増田政府委員 お答えいたします。石油開発公団の今回の改正点で、そのうち石油開発に關する四点について、その趣旨を申し上げたいと思ひます。

まず第一は、従来、石油開発公団自身が探鉱する権利を取得するということはなかったわけでございます。それらは企業が行ひまして、そして石油開発を行う、この企業に對しまして石油開発公団が出資もしくは融資をしてその助成を行う、こういう形になつておつたわけでございますが、これらの業務に加えまして、石油開発公団に、いわゆる直接利権取得と私も言つておりますが、探鉱する権利あるいはその他それに類する権利を取得するという権限を与えるということが第一点でございます。

これは石油開発公団が発足いたしましたして約七年以上たつておるわけでございますが、その後のいろいろの経験によりまして、この利権取得につきまして、相手方が石油開発公団と直接最初の契約をしたいというような場合が起つたり、あるい

は直接利権の取得契約をいたしますのにつきまして、まだその企業が、会社が設立されていないというところで、しかもその期限が迫っているというふうないろいろな事象が、現実これを運用して出てきたわけでございます。その点ができるようにいたしますために、今回の第一の業務の拡大の範囲といたしまして、直接利権の取得ができるということでございます。

ただ、これにつきましては、これは後で企業に引き継ぐということで、私どもは一年以内に企業に引き継ぐということを考えておるわけでございます。

それから、第二点でございますが、最近の傾向といたしまして、産油国におきまして、いわゆる採掘権をその産油国自身が保有をするという場合がいろいろ出てきたわけでございます。そして、その国営石油会社がみずから採掘をし開発をし、それから石油の販売をする、こういう傾向が非常に出てきております。そういう場合に、石油開発公団が直接この産油国の国営石油会社に対して、いわゆる融資をして、そして融資をすることによりましてその探鉱開発が進むわけでございますが、その融資の見返りとして石油の一定量を販売してもらう、こういう契約、これを私も融資買油と言っておりますが、これができるようにいたしたいというのが第二点でございます。

それから第三点は、従来、石油開発公団の対象となっておりましてのが石油と可燃性天然ガスであったわけでございますが、最近この石油にかわる資源といたしましてオイルシェールそれからオイルサンドの開発というものがいろいろ言われております。もちろんこれにつきましてはその価格が相当高いとかあるいは技術的にもっと詰めたければならない点があるわけでございますが、埋蔵量がそれぞれ現在の石油の数倍あるわけでございまして、将来石油にかわる一つの資源でございまして、この開発に関する融資、出資というものを企業に対して行うということを第三点として業務の追加をいたしたい。

それから第四点は、本邦周辺の海域におきまして石油の開発につきましての融資、出資業務でございます。これにつきましては午前中も御説明いたしましたわけでございまして、従来は領海外の大陸棚なにつきましては目的達成業務ということで読んでおりました、事実数件すでに融資の業務を行っておりまして、事実数件すでに融資の業務を行っておりまして、それに加えてまして領海の中におきまして石油の開発というものを対象にしたいということになっております。この領海は現在三海里ということになっておりますが、近く十二海里に広がる、しかもそこら辺のところに非常に有望な石油が発見されそうであるということでございます。新潟沖あるいは秋田沖、それから常磐沖その他現在も作業をやっておりますが、これらが十二海里ということになりますと、領海の中に加わります。そうなりますと、石油開発公団が海外におきます石油開発に対する助成を行うということになっておりますが、それが読めなくなるといふことで、この領海を含めまして今回本邦周辺の海域というものを対象にするというこの改正でございます。

以上四つの改正をいたすわけでございますが、それからいまだ野間先生からお話のありました最近の石油開発というのがブームだと言われている、その実情はどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては、最近世界の各地域におきまして、いわゆる掘削井と申しますか、石油のための井戸を掘ります坑数が非常にふえてきておるわけでございます。石油危機を契機といたしまして、石油の見直しあるいは石油の価格が非常に高くなったことによりまして、世界的に石油開発の一つのブームが来てるわけでございます。これは日本の中ではむしろ石油開発が最近のようにいろいろ事業参加、いわゆるパートナーシップということとで魅力のないことではないかということが言われておりますが、現実には世界におきまして石油の開発というものが非常にブームになっておる。簡単に申しますと、七三年におきます掘削井の数が約三万五千件であったわけですが、七四年

には四万一千六百にふえております。こういうように約二割以上上がったわけでございますし、また現実には石油開発公団が現在ビルマとかバングラデシュでいろいろ作業をさせておるわけでございまして、そこで井戸を掘るためのリグが足りなくなっているというふうな事態が起こっております。そういうことで、石油につきましてはむしろ掘削のためのリグが世界的に不足するというような状況になっております。それが最近石油開発がブームになっていっていることが言われている理由でございます。

以上でございます。

○野間委員 これはいずれも石油の安定供給の確立というのが趣旨のように承っております。それですけれども、そこで次にお聞きしたいのは、自主的な石油供給源の確保、これが必要だということを通産省としては常に言っておりますけれども、その中身についてはまずお聞きしたいのは、この自主的な石油供給源、これは一体どういうものを指しておられるのか、このあたりを明らかにしていただきたい。

○増田政府委員 石油開発につきまして日本の自主開発というものの比率をふやそうということ、石油開発公団もその一翼を担ってこれの推進母体になっているわけでございますが、いまお尋ねの自主開発というものが具体的にどういうことかというところでございます。これはいろいろの形がございまして、昔の形は、利権というものを取得いたしまして、そうしてみずから金を投資し、リスクを負って石油を開発する、これが非常に古い型の自主開発であるわけですが、その後、これはインドネシアで起こったわけでございますが、いわゆる生産物分与方式のPSコントラクトと言っております。これもこれでやれば一応自主開発の対象になるわけでございます。それから、それ以外に請負契約、サービスコントラクトと私ども申しておりますが、請負の契約を結びまして、そして将来石油が出ましたときにその一部を値引きをして受け

取れるということでございます。これも日本の手で、請負業者とはなるわけでございますが、掘って、しかも将来はその石油の供給を受ける、しかも値引きして受ける、こういう形になっておるわけでございます。それ以外に、すでに掘っておりますところの会社に、いわゆるファームインと申しますか、そこに参加するという形の石油開発というものも行われておるわけでございます。これはいわゆるADMA方式でございますが、これは具体的に申しますと、従来ADMAの株を持っておりましてBPから日本が譲り受けまして、そして一定量の石油を受けるということになっておるわけです。

いま申し上げましたように、いろいろな形があるわけですが、以上のような形あるいはそれに似たようなものはかの形が若干ありますが、日本の企業が直接利権を取得する、あるいは金を出して株の一部を持つ、あるいは請負業者となつてやるというふうないろいろな形によりましてこれに参加して、そして製品である石油の購入を確保する、これを私も自主開発ということと言っておるわけでございます。

○野間委員 いま日本の石油需要の大部分は輸入に依存しておるということは申し上げるまでもないことですけれども、いまのお話の中の自主的な石油供給源の確保、この中心は、政府のねらいはやはり海外の探鉱開発、これにあるのじゃないか、そういうふうには思ふわけですか。そこで、いま話もありましたけれども、開発にもさまざまな方式がある。この方式の關係でとらえてみますと、どうもやはり方によつては、海外における開発が仮に自主的な石油供給源ではあつても、これが安定供給に直接につながるかどうかというところが非常に問題になるのじゃないかというふうに思ふわけですね。その点、去年の七月に出された総合エネルギー調査会の石油部会の「中間取りまとめ」がありますけれども、この中でも、「国際的な石油供給構造の変化を正確に認識しながら、石油の安定的供給の確保を図っていく必要がある。」というところが述べられておるわけであります。

そこで、現在国際的な石油供給構造がどうなっているのか、どう変化していくのか、その点について政府の認識をお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 ただいま先生がおっしゃられましたように、世界の石油の供給構造は非常に大きな変革をいたしておるわけでございます。従来、主として国際石油資本、いわゆるメジャーと私も言っておりますが、それが利権を得まして、そこで探鉱開発をし、その石油を処分して、利権料あるいは所得税を払う、こういう形になっておったわけでございます。日本におきましても、石油供給というものの大部分がこれらの国際石油資本の会社からの購入という形で行われておったわけでございますが、一九七二年からリヤド協定の適用ということになりまして、いわゆる事業参加、パティシペーションが行われるようになっておったわけでございます。これによりまして、従来の国際石油資本が獨り占めしておりました会社が、それぞれ産油国の経営参加を受けるという形になってきたわけでございます。当初は二五％から十年たつて五一％ということであつたわけでございますが、その後これが非常に急速に進展いたしましたので、去年から六〇％というものが出来た。それがさらに、現在アラムコとサウジアラビアとの間の交渉で、一〇〇％を目指しておるということになっておるわけでございます。これによりまして、先ほど先生のお尋ねの世界の石油の供給構造というものが変革しつつあるわけでございまして、現在まだ、このパティシペーションが行われても、産油国側の取り分につきましてはいわゆるパイバックが行われて、従来の会社が販売を続けておるわけでございまして、将来やはりいわゆるDDと申します直接取引という量が相当ふえてくるということが当然予想されてくるわけでございます。そうなりますと、わが国におきましても、従来大部分をメジャーから買つておったわけでございますが、これにつきましてもいわゆるDD、それからさらに政府間協定のGGベースという、直接産油国から購入するというものが逐次ふえていくということ

が当然予想されるわけでございます。ただ、去年のGG、DDの数量はまだきわめてわずかでございまして、私どもは、こういうパティシペーションが進み、またパイバックの量が逐次減つていくという傾向にあるところから、いま申し上げましたDDとかあるいはGGの産油国との直接取引の購入が今後相当ふえていくと、こういうふうな考へておるわけでございます。

○野間委員 確かにこの「中間取りまとめ」の中でも「今後長期的には国際石油供給構造の中で、産油国のウェイトが高まり国際石油資本の占める役割が相対的に低下する」という基本的な流れは否定しえないところであらう。こういう指摘がありますけれども、いまおっしゃったとおりだと思ひます。事業参加とかあるいは国有化ですね、こういうものが石油供給構造の変化の基本的な流れである、こういうことは、確かに私も認識としてはそうだろうと思ひます。

そこで、お聞きしたいのは、そういう前提に立ちまして、この開発に関する改正点の筆頭と申しますか、この「改正について」という五十年二月に出された資料によりまして、この筆頭に「海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利を譲渡する目的で取得する業務を追加すること」というのが挙げてあるわけで、先ほど長官も述べられたわけでありますが、この公団による直接取得の点についてお伺いしたいのは、ここでいう利権ですね、これは具体的にどういふものを指しているのかです。いかがですか。

○増田政府委員 お答え申し上げます。

この直接利権取得というところでどういふ利権が予想されるかという御質問でございます。それに對しまして、私が先ほど御説明いたしましたように、自主開発のところではいろいろ形態があるというところで申し上げましたわけですが、今後の利権の形といたしましては、先ほど申し上げました生産物分与契約、いわゆるPSコントラクトの請負方式あるいはサービスクントラクト、これは請負となりまして、そして生産物の一定割合の値引き

購入権を得られる、こういう形の利権というものが今後ふえていくと思ひます。古い形の、つまり鉱区を獲得したしまして、そこで探鉱する権利というものは非常に減つてきておりまして、むしろ世界の大勢といたしましては、いま申し上げましたような生産物分与契約あるいはサービスクントラクト、こういう形になっていくと思ひます。これらを直接に取得するというのが今回の改正点の一つでございます。

○野間委員 いただいた資料の中でもそういう趣旨のことが出ておるわけですが、固有意味の利権とは、利権付与方式というのですか、探鉱とかあるいは探油ですね、これらの鉱区利権を指しているものだと思います。この改正の、いま申し上げた開発に関する第一点においては、それも含めて大きな柱の第一番目に挙げてある。いまの長官の答弁では、PSとかあるいはサービスクントラクト、これはふえていくだろうということをおっしゃいましたけれども、中心はどうも利権付与方式ですね、これを中心に政府としては置いておるのじゃないかというふうに私は思ふわけですね。

そこで、少しその点に触れたいわけですが、石油供給の構造の変化、これについて先ほど御答弁にもありましたけれども、産油国の事業参加が進んでおる。あるいは利権付与方式からいいますと、請負契約方式、こういうところに移行しつつあるという認識を持っておられるのでありますけれども、直接、鉱区利権の取得を目指すいわゆる固有の意味での利権ですね、こういうものの取得を目指すような法改正、これはやはり時代に逆行するものではなからうかというふうに私は思ふのですけれども、その点どうでしょうか。

○増田政府委員 いま先生のおっしゃいましたように、利権という言葉は若干古い印象を受けるわけですが、今回の改正におきましても、法文には「探鉱をする権利その他これに類する権利の取得」ということで、表現も、先ほど御説明申し上げましたいわゆる請負契約とかその他が入

るということで、こういう表現をいたしましたわけでございます。ただ、探鉱する権利、これも普通、昔は利権と言つておったわけでございますが、この探鉱権を出す形がまだ若干残つておるわけですね。それで、日本が、今後そういう形の利権を取得するということは恐らくないのじゃないかと私も思つておりますが、一部、たとえばアブダビその他では、従来、国際石油資本の共同会社が持つておりました鉱区を、契約によりまして、放棄義務がありまして、何分の一ずつ放棄する。そうすると、その鉱区をまた公開入札にするというふうな例が出ておるもので、古い形の探鉱権、いわゆる利権と申しております形が全く消えたわけではございませんが、しかし先ほど申し上げましたように、世界の新しい形としては、むしろ産油国自身が利権を外へ出さないのみならず、みずから自分の責任で掘る、そして金融的援助を受けるというのがもう一つの融資買油の方の關係でございまして、それに至らない中間段階といったしまして、先ほど言いましたような請負契約、これはいろいろの形がありますが、そういうものが今回の改正で、直接利権取得と私も簡単に言つております対象になる、こういうふうな思ふわけでございます。

○野間委員 それでも、少なくともいわゆる固有の利権付与方式そのものを残しておる。探鉱権を日本が持つという道をいま開く、そういうものを残しておるということは、時代に逆行する、そういうふうな評価されてもいたし方ないのじゃないか。と言ひますのは、御承知の石油資源に対する恒久主権の問題、これとの絡みで私は思ふのです。だから、一九五二年の第七回の国連総会における「天然の富と資源を自由に開発する権利」、この決議以降数回にわたつて、国連決議を基礎にして、恒久主権概念がいまでは世界的に認められるというふうになってきたと思ふのです。政府は、消費国である日本が海外の鉱区利権を取得する、つまり開発権を取得するということを、資源の恒久主権に照らしてどう考えるのかということ

ろが問題になってくると思うのです。なるほど言われまじやうに、ま世界の趨勢としても請負契約方式、そういうものに移行してゐる。固有の利権付与方式、探鉱権の問題ですが、これは絶無ではないが、日本の場合でも恐らく今後そういうのは余りないのじゃないかという趣旨の答弁のように私は受けとめたわけですが、しかし少なくとも世界の産油国の、あるいは世界の共通の認識としての天然資源の恒久主権という観点から、こういう残滓と申しますか、こういうものを残しておるということは、単にまだあるから、世界に例があるから残しておるということではなしに、ナショナリズムの台頭、特にアラブの諸國のこういう動きの中で世界に大きく認知されるに至った、ところが、まだそこまできていないところがある、そこに何か目をつけて、そういう恒久主権の原則が確立しない、まだその以前の状態、そのところに入っていくというところに何か道を開いておるのじゃないか。私の勘ぐりかどうか、勘ぐりでないと思うのですけれども、ですから、この点きつぱり、そういう世界的な動きを踏まえた上で、こういうところにはやはり出ていくべきでないというふうに思うのですけれども、どうでしょう。

○増田政府委員 いま先生からおっしゃられましたように、国連でも非常に古くから資源の恒久主権問題というものが討議されております。資源保有国が自國の資源をその経済発展と國民の福祉向上のため自由に開発利用する権利というものが、各種の決議で何回も確認されておるわけでございます。

ただ、私もが今回の石油開発公団法の改正の一つの柱として立てております直接利権取得につきましては、この恒久主権問題というものを侵すという形で新しい石油の開発権、利権というものをを行うという気持ちは、これは全くございませ

経営参加とかあるいは国有化という歴史の流れに私は逆らうことはできないんじゃないか、こう思うわけですね。その点についての御意、これは一体どういふふうになるのか、考えておるのかですね。

○増田政府委員 石油資源の開発につきましては、私は非常に古い形の、かつて行われた形というものはほとんど変わっていくというふうに思っております。それで、ただ探鉱権の取得という形で、これは資源に関する主権を侵害するという形でなく、一つの考え方としてそういう探鉱権の付与、しかしそれに対する経営権とかあるいは処分権というものはやはり産油國が持つ、しかし、探鉱権だけは与えるというふうな形、いろいろ出てくると思います。ただ、これは歴史が変わってきておるわけでございまして、国際石油資本が産油國を無視して、そして資源を自由に処分するという形は、もうこれは今後あり得ないというふうに思っております。また日本が今後いろいろ石油の開発を進めていくに当たりましては、これは世界の趨勢に沿って相手、つまり資源國の立場を十分尊重しながら石油開発を進めていくべきものと思っております。また今後石油開発公団の運営その他に当たりまして、いま先生が御指摘になりましたような方針でやっていきたい、こういうふうに思っております。

○野間委員 冒頭に申し上げた安定供給との関係は、私はこれが問題になると思ひましたので最初に申し上げたわけです。つまり相手が望むから入っていく。ところが、趨勢はそうでなくてだんだん変わってくる。そのことは石油危機のときにわれわれは痛いほど苦い経験をしたわけですから、これが必ずしも安定供給にはつながらないんだということなんです。だから、こういうふうな昔のような形のものは断固やめさせる。そして、本当に相手の立場に立って——私は、融資の問題にしても、むしろ無利息でもいい場合だってたくさんあると思うんですね。そして、どんどんその技術をもって開発する。そして、DDなりG

ざいますが、探鉱する権利という中には、最近までもサウジアラビアが、これは現在OPEC、OPECの中で非常に強力な主張をしている国でございまして、第二鉱区の入札につきましては一応探鉱権というものを公開入札したいということとで発表いたしておたわけでございます。これがアラムコの二〇〇〇の参加との間の関連がどうかというところで、片方では探鉱権を公開入札し、片方ではすでに掘って動いているところを二〇〇〇経営参加するといういろいろな動きがあるわけでございますが、ただ先生のおっしゃられましたように、いわゆる資源國というものの資源に関する恒久主権というものを侵し、そして日本が石油の権利を取得しよう、こういう気持ちは全くございませぬ。むしろ最近、石油資源の問題は過去とそれに合わせて石油の資源を開発していかなければ、これはもう長もちしないということと考えております。先生からお話のありました点につきましては、今後の石油開発を進めていく上に当たっては、その方向で進めていきたい、こういうふうに考えております。

○野間委員 OPECの十六回総会、これは六八年の六月の決議ですけれども、「石油政策の綱領的宣言」というのがあります。この中に「一、加盟國政府は実施可能な限り、その炭化水素資源を直接に探鉱開発するよう努力する。二、加盟國政府が直接開発することができない場合には、外部操業者と諸種の契約を締結できる。この場合、政府はすべての操業部門に対し最大限の参加と管理を行なうよう努力する。三、既存の石油協定で政府の参加を規定していない場合には、事情変更の原則により妥当な参加権を獲得してもよい。」これがOPECの総会で宣言されたというふうに理解しておるわけです。つまりこのOPECの言わんとする趣旨は、この恒久主権の中身について、開発権を産油國は直接持つというのが基本だと思ふのです。このOPECの総会決議、こういうものの前提の上に立って進められるのかどうか、そ

の点ひとつ……

○増田政府委員 今後の石油開発に当たりましては、いま先生が言われましたOPECの方向というものに即してそういう開発をやるということになると思っております。従来の古い形の利権を得てやっておりましたものにつきましては、現在いわゆるパーティンション、経営参加によつて修正が行われておるといふのが大勢でございます。ですので、新しい形の石油開発は、先ほど先生が言われましたOPECの方針というものの方向で行われる、こういうふうにも考えております。

○野間委員 そこで、先ほど若干危惧を申し上げたのですけれども、アラブで最初からいまのような恒久主権の原則が確立しておたわけでは決してなくて、技術と資本、それから人、これらに恵まれたものがどんどん入っていく。こういう中で、民族解放闘争あるいはナショナリズムの台頭の中で、経営参加なりあるいは国有化していく、こういう一つの歴史的な経過があると思うのです。そういうものはそれとして、これは消費國としてももちろん尊重しなければならぬということになったのはそのとおりなんです。ただ、不幸にしてまだそこまできていないところがあるわけですね。そういうところで、しかもいま申し上げたアラブの最初のような段階のところ、そこでは政府あるいは国みずから人と技術あるいは資本を持って、そういう意味でのいわゆる昔の探鉱権を会社に与えるというふうな形でも臨んだ、臨む場合も私はあると思うのです。率直に申し上げて。しかし、それはやはり歴史の前進というか、流れに逆行するものである。しかし、改正の中にそれすら含まれますと、これは相手が望んでいるからそのとおりやるんだ、何が悪いのかというふうなことにはなりはせぬか。そのことをたとえ相手が望んだとしても、そういうことはやはり世界の趨勢と申しますか、天然資源の恒久主権の原則からして許されないと、やはりきちっとしておかなければ、最初はそういうことをやっても、

Gで、対等互恵の立場で石油を購入する、こういうことが基本的なもので今後の方向だろうというふうに思うわけです。

そこで、日本の石油の確保に関連した問題としてのメジャーですね、これについて少しお伺いしたいわけです。

原油の供給の大部分がいまメジャーに依存しておるといのが実情なんですけれども、こういう現実を踏まえて考えた場合に、この安定供給の確保というのを前提として考えますと、まずいまいのような利権の、いわゆる固有の探鉱権の取得というふうなことも、メジャーに対する取り扱い、対処の仕方、こういうものをやはりわれわれという政府は重視してかからなければならぬんじゃないか、こう思うわけです。これは量的あるいは価格の面でも同様に重要な問題だと思ふのです。

この石油部会の「中間取りまとめ」においても、その点についての指摘もたしかしてあったと思うのです。この十一ページのところですが、「国際石油資本に対しては、系列、非系列にかかわらず我が国企業に対して合理的な価格による原油の円滑な供給を行うことが望まれる。」そして「国際石油資本の事業活動についてはその行動の透明性は必ずしも十分でない」との国際石油市場の発展を確保していくためにも、そういう事態を解消することが望まれる。」というのがあるわけですね。「国際石油資本の事業活動についてはその行動の透明性は必ずしも十分でない」、こういう指摘があるわけですが、政府はこの点について、行動の透明性問題の解消ですね、何をいままでしてきたのか、あるいは今後何をしようとしておるのか、これについてひとつ明らかにしていただきたいと思います。

これに関連して、私、いつでしたか、この商工委員会の中でも、これは部分的ですけども、民族系資本といわれるメジャー系、このメジャーの原油供給の価格の問題、これは独禁法に触れるん

じゃないかという指摘もし、公取もこれの調査をするという、そういう答弁があったんですけども、確かにこの指摘のとおり国際石油資本については非常に大きな問題がある。しかも、日本の原油の大部分はこれに依存しておるといふ点からしたら、こういうところにやはりまず手をつけるべきであるという点からの提起なんですけれども……。

○増田政府委員 現在、メジャーが日本に対する総石油輸入の中に占める地位は、大体六割あるいはそれより少しふえているかと思いますが、ただこれも先ほど申し上げましたように、だんだんメジャーの占める比率が、いわゆるパイバックというものが減っていくことによって、減少の傾向にあると思うわけです。将来そういう意味では、日本が購入する石油のうちのメジャーの占める比率というのはどんどん減っていくということが一応考えられるわけですが、ただそれにいたしましても現在はその過半数はメジャーから供給を受けている、こういうことでございます。去年この石油政策を見直すということで、総合エネルギー調査会の石油部会で「中間取りまとめ」ができました。ここで先ほど先生から御指摘のありましたいわゆる国際石油資本からの輸入につきまして、今後やはり国際石油資本からの石油供給というものは依然として大きいので、これからの確保を図ることが重要である。しかしながら、その国際石油資本につきましては、先ほど御指摘になりましたように行動の透明性は必ずしも十分でないという国際的論議がなされておるといふことでございまして、これはメジャーというものが非常に大きな資本で、しかも世界各国に供給しておるといふことで、外から見ますと非常に複雑な様相を呈しておる。それで、これは日本におけるのみならず、世界的にメジャーというものの経営あるいは営業のやり方につきまして、もっと透明性と申しますか、公開性が要求されるべきだということが言われておるわけでございます。この点につきましては今度発足いたしました国際エネルギー機

関、IEAにおきまして、いわゆるIEP、国際エネルギー計画というものが基本になっておるわけでございますが、IEPの中でも国際石油資本、メジャーの透明性を明らかにすること、それができなければ緊急融通システムというのはなかなか動かないということ、いまメジャーの透明性について各論議が行われ、近く結論が出ようというところまでござい

それから、先ほど先生から言われましたメジャーの供給する価格が、系列と非系列とによって差があったんではないかということ、これにつきましては、昨年はメジャーの系列に対する供給価格と、それからいわゆる非系列、日本側で民族資本と言っております会社との間には五十セント内外の差があった。大きいところでは一ドル近くあったという契約もあったわけですが、この点につきましては、私どももそういう形はおかしいではないかということ、メジャーにいろいろ指摘いたしておったわけでございますが、本年に入りまして去年のいわゆるアブダビ方式の産油国の新しい輸出契約の方法がございまして、一月から大々実施されておるわけでござい

ますが、これによりましてメジャーは、現在はいわゆる系列と非系列との間にほとんど差を設けてないというのが現状でございます。私どもいろいろ調べておりますが、たとえばエクソン、これは相当な量を日本に供給いたしておりますが、民族系といういわゆる非系列の会社とそれから系列会社とは全く同じ価格で最近供給しておるといふことでございます。それ以外のところについては私どもいろいろ調べておりますが、差があるというは残っております。これらにつきましてもメジャーがこの透明性の要求を受けて、だんだんその点を改善しておるといふことは言えると思

○野間委員 世界的論議の結論が近々出るんじゃないかという話はそれとして、こういう指摘、し

かも実際には不透明あるいは横暴がずいぶん行われたと思うんです。あの石油危機のときにもおこがましくも政府、たしか通産大臣あるいはエネルギー庁長官あたりの私信が何か知りませんけれども、値上げについてのプッシュをしてみ、圧力をかけるとか、あるいは原油の価格が多少上がったといつて、それに便乗してばかっとなげてくるとか、エクソンの会長は東半球ではもうけをしたというふうなことを公然と声明するということ、うなことで、まさにわれわれはメジャーに翻弄されたと言つても過言でなからうと思ふのです。その点については、国会の中でも私たちはかなり論議をしたんですけれども、それに対して日本独自、政府独自にいままで何らかの手当てをしてきたのか、あるいはする意向があるのか、あるとしたらどういうところに手をつけていくのか、それらの点についても、少し説明していただきたいと思ふのです。

○増田政府委員 先ほど御説明いたしましたメジャーの日本における供給価格に、系列と非系列について相当差があるという点につきまして、私どもの方からメジャーの代表者を呼びまして、その理由とかこれの改善というものを昨年要請いたしたわけでございます。それがその後相当改善され、先ほど申し上げましたように、ことしに入りましてはほとんど差がなくなるといふ改善が行われておるわけでございます。

それからもう一つ、メジャーのいわゆる透明性の問題につきまして、これも先ほど御答弁で申し上げましたが、どういふ点をばつきりさせるべきか、メジャーの行動あるいはその内容につきまして、どの点とどの点をメジャーから報告させ、これを明らかにさせるべきかということにつきましては、消費国の会合でありますIEA、国際エネルギー機関でその内容をいま詰めて、そしてこの点までは少なくとも公開をすべきだということ、近く結論が出るということになっております。

○野間委員 その点は時間の関係で保留して、あ

についても、少しは伺いたいと思うのです。
この「中間取りまとめ」の中でも「産油国との直接取引を民間ベースで進めるとともに、政府としても経済協力等を通じて政府間取決めに基づく取引を積極的に進めていく必要がある」というような記述があるわけですね。このD.D取引の拡大あるいは政府間の取引もそうだろうと思えますけれども、その点について政府は必要性を認めておりますけれども、これらについて具体的にどのような形で進めようとおられるのか、どういう手当てをしておられるのか、あるいは予算上どういう措置をしておられるのか、それらの点についてはいかがですか。

○増田政府委員 石油の供給を確保するためにいろいろの方法があるわけですが、その一つとして昨年の「中間取りまとめ」では産油国からの直接輸入、しかも政府が経済協力を通じて政府間取引を決めを行って、それによって石油の安定的な供給を確保する、こういう方策を出しておるわけですが、具体的な申しますと、昨年イラクとの間に政府間取引決めでございまして、日本からの経済協力というものをを行うとともに、イラクからは石油の安定的供給を長期にわたって行う、こういう取り決めができたわけですが、この進め方でございまして、経済協力の方は国の予算あるいは輸銀、経済協力基金というところでバックには国が出るわけですが、この引き取りについて具体的にどういうように考えるかという御質問でございしますが、これにつきましては現在イラクにつきましましては、イラク原油を希望いたしております六社の共同購入という形にいたしまして、いわゆる窓口一本化で共同してイラクとの間の引き取り交渉を行う、こういうことになっております。ただ、この引き取り交渉を行いますときに、政府も十分関与いたしておるわけですが、それをさらに進めてたとは政府機関が輸入を一括入れるかどうかということにつきましては、これは昨年私どももいろいろ検討いたしましたので、昨年の九月の段階では予算要求

いたしておったわけですが、その後のいろいろ検討した結果、まだいろいろの点でさらに詰めるべき点があるということで、今回の五十年年度の予算にはそれが計上されておられません。ただ、そういう形の、たとえば政府がこの輸入機関をつくって、そしてこういう政府間取引のものを一括して購入するというものにつきましては将来の検討課題であり、またあるいは早い段階でこれを実現させる必要が出てくるのではないかと私も思っておりますが、現在のところは、ただいま先生のお尋ねのどういふ予算があるかということですが、予算は去年の九月に要求しましたが、一応撤回をしてもう少し検討しよう、こういうことでございします。

○野間委員 どうもその点で、冒頭から申し上げているようにいわば利権ありと私は理解するわけですが、政府はそう言いませんが。そういうところには投資、これをつけていく。ところが、同じように重要だと言いつつ、いまの直接取引、そういうものについては予算上の措置をしていない。この「中間取りまとめ」でもいまのD.Dオイル等については、これは非常に重要だという認識に立ち、手だてしなければならぬと言いつつ、つけていないというところに何か片手落ちと申しますか、むしろ私は逆に、いかにも思われるわけですが、その点についてはさらに備蓄との関係もありまして、あしたでも残りの質問をすることにして、これは留保して、もう時間が来ましたので終わりますけれども、その点が私どもも今度の改正を見て片手落ちだという感じがしてしうがない。この点をつけ加えて申し上げて、留保して、さらにあした進めたいと思います。

○山村委員 近江巴記夫君。
○近江委員 まず初めに、石油をめぐる国際情勢につきましてお伺いしたいと思います。

最近、石油をめぐる国際情勢というものは、新しい秩序を求めて激しく揺れ動いておるわけでありまして、去る二月三日、キッシンジャー米國務長官は、I.E.A.に對しまして輸入石油の最低価格設定というものを提案したわけでありまして、これをめぐりましてI.E.A.の理事会が二月、三月と開かれたようでございますが、結局は合意に達しなかった、見送られたということを聞いておるわけでありまして。

そこで、いわゆる米国の真意、また各国の反応、わが国の基本的な考え方、今後の見通し等につきましてお伺いしたいと思います。これはひとつ長官と大臣からお伺いしたいと思います。大臣は、何かきょうは三時半ごろで退席されるということでございますので、まず長官からお聞きして、大臣から……。

○増田政府委員 先生からいまお話がございしましたように、アメリカのキッシンジャー國務長官の構想ということでフロアプライス制度の提案があったわけでございます。この米国の提案の真意は何かというお尋ねでございますが、アメリカの代表がこのI.E.A.の会議でいろいろ説明いたしておられますのは、石油を含みますいわゆる燃料の供給をふやさないといけない。ところが、石油は有限であるし、またいつ何とき供給制限を受けるかもわからないということ、それに対する代替燃料を大幅に増産をいたしたいということ、これが、ただそのときに当たりましては相当膨大な投資とそれから危険性を伴うわけでございます。そうなりますと、石油の価格が将来大幅に下がった場合にはその投資が全然むだになるわけで、その危険というものを避ける保障制度としてフロアプライス制度というものを設けて、そして代替燃料、あるいはいわゆる域内と申しますか、消費国の中での石油開発を増進させる、このフロアプライス制度がないとなかなか新しい燃料の開発が進まない、これがアメリカの提案理由でございます。

ついてはこれは真つ向から否定はされておらないわけでございますが、しかし具体的に、じゃ、どういふ方法で、しかもいかなる価格でフロアプライスを設けるかということになりますと、これは非常に議論がある。しかも、アメリカ自身がまだいままでの会議で、具体的なフロアプライスの高さというものを何ら提示していないで、ただそういう制度が必要であるということを通説しておるというのが現在までの段階でございます。

それから、いままで申し上げましたのはI.E.A.の中の参加国の反応でございますが、産油国の反応もこれはばらばらでございます。最低価格について真つ向から反対というよりも、むしろ具体的に何を考えているのかということで見守っているというのが現状ではないかと思えます。それから、日本の基本的な考え方でございますが、確かに代替燃料が開発され、またその他石油の開発がいわゆる消費国の中でも増進するということは世界的な供給量をふやすわけでございますから、それが日本に對しても利益になるわけでございますが、ただフロアプライスというのを設けてそれによって代替燃料を直ちに開発するというのは日本ではなかなか行われにくいということ、アメリカの企業が代替燃料を開発するためのフロアプライスの必要と、日本が、それがめぐりめぐって世界の供給がふえるということと受ける利益、これは相当差があるわけでございます。その点、日本としてもこの内容がもっと具体化しなければ意見がなかなか言えないというのが現在までの考え方でございます。

ただ、三月の終わりに行われましたI.E.A.の理事会で、一応代替燃料の開発は必要である、そしてそれによって世界における供給をふやすべきだ、ただそれを行うためには何らかの保障と申しますか、そのリスクを救うというふうな枠組みが必要だということにつきましては、この参加国の一応大ざっぱな賛成を得たわけですが、ですから、フロアプライスという言葉は出ておりませんが、またフロアプライス制度について何らかの合意を得る

には至っておりませんが、しかし代替燃料を開発するための何らかの制度、措置というものが必要だということについては全般的な了解ができたというところになっております。

そうなりますと、今後の見通しはどうかという最後のお尋ねに対する答弁を申し上げますと、一応大枠として先ほどのような考え方が了承されまして、今後IEAの場での具体的な方策をとるか、これはアメリカの提案のフロアプライスもその一つのやり方だと思えますが、しかしそれ以外にいろいろのやり方があるはずでございます。それらについて今後詰めていくというのが現状でございます。ただ、この結論にそう簡単に達し得るかどうかにつきましては、これは参加国の代表も相当疑問を持っている、ただ何かやらなければならぬというところを言っておくというのが現状でございます。

○河本國務大臣 ただいま長官が申した述べましたように、一言で言いますと、キッシンジャー構想が出てから何回かIEAの關係が集まってきた議論したけれども、いままでのところは、そういう考え方はそれなりにいいじゃないか、結論は賛成だ、しかしこれからは、具体的な数字というものは全然出ておりませんので、具体的な数字、具体的な方法が出た段階では、つまり各論では大いに問題がある、こういうところであろうと思えます。

○近江委員 石油の新しい安定した価格体系につきまして、わが国のように他に代替エネルギー源を持たない国としましては、長官のお話では基本的に賛成の方向ということですが、その場合、産油国を含めまして国際的な合意というものがどうしても必要にならうかと思うのです。この点につきまして最低価格問題というものはどういう取り扱いになるわけですか。

○増田政府委員 この最低価格問題につきましては、私どもは産油国と十分話し合わなければならぬものは達成できない、こういうふうに思っております。それで、三月末の理事会で大枠の了承、

つまり先ほど大臣から申し上げました結論だけが一応了承されたわけでございますが、このときにも、これの具体化に当たっては産油国といういろいろ話し合つて考えていく、こういうことになっております。そういう意味でフロアプライス制度にいたしましても、それからそれにかわる何らかの方法にいたしましても、今後行われます産油国との協議というもので非常に大きな影響を受ける、こういうふうに私どもは見ております。

○近江委員 先ほど長官のお話の中で、いわゆる最低価格の設定と並びまして、アメリカとしては代替エネルギー開発のためのそういう何らかの制度、これは国際財団のようなものじゃないかと思うのですが、そういうお話もちょっとあつたように思うのですが、それども、その提案の具体的な内容となつて国の考え方についても一度お聞きしたいと思ひます。

○増田政府委員 先ほど申し上げました代替エネルギーあるいは消費国の中における石油その他の開発のためにいわゆる危険、リスクを補うための制度が必要だということが一つ、それからいま先生から御質問のありました代替エネルギー開発につきまして国際的な協力機構を何かつくるべきだということ、これもアメリカの提案でございますが、いわゆる国際エネルギー機構をつくりまして、そこで石油、石炭あるいはオイルシェール、オイルサンド等のエネルギー源の開発促進を行う、これは国際的な共同事業として、そして各プロジェクトごとに協力体制を設ける必要があるということ、こういう構想が米国から出ておるわけでございます。それで、これにつきまして三月二十日にありました理事会で、そういう国際協力を行うことは必要であらう、消費国が協力して代替燃料の開発促進を行うことは必要だということには合意ができておるわけでございますが、ただこの会議におきまして日本からもいろいろ発言がなされて、それは日本がこれに参加する場合と参加しない場合と両方あるわけでございます。ことにその製品が必ず日本に来るかどうかが

わからないものもございますので、つまりこういうコンソーシアムをつくることについては日本も賛成であるけれども、しかし参加国がすべて強制されてこれに参加しなければならないということに困るということで、この点も日本の発言が受け入れられたものと私どもは思っております。今後のエネルギーの増強、ことに代替エネルギーの開発につきまして国際的な協力体制というものが必要だと思つておりますが、ただこれにつきましてやはり国益に沿つてそういう協力体制に参加する、参加しないは決めていきたい、こういうふうな私どもは考えております。

○近江委員 昨年末のオイルショックによりまして大変な恐慌を来したわけでございますが、わが国は昔から石炭、水力等は若干あつたわけでございますが、大体エネルギー資源が非常に乏しいわけでありまして、ところが、代替エネルギーの開発につきまして熱心ではなかつたのじゃないか、このように思ふわけですが、一応サンシャイン計画という開発計画を持っておるわけですが、昭和五十年度の予算を見ましても三十七億円の投入、非常に微々たる規模なんです。今後は、これまでの国際的な供給関係から低廉でかつ安定的なエネルギー源の確保は考えられないので、こうした国際的な代替エネルギー開発計画に積極的に協力する一方、国内的なそういうサンシャイン計画も開発体制、組織、人事、予算など抜本的に考え直す必要があるんじゃないか、私はこのように思ふのですが、どのように政府は考えておられますか、この点につきましては長官と大臣にお伺いしたいと思ひます。

○増田政府委員 サンシャイン計画につきましては本年度から行つておるわけでございますが、五十年度の予算はただいま先生がおっしゃられましたように三十七億円が現在予算の審議を受けておるわけでございます。ただ、この三十七億円は工業技術院にサンシャイン計画として各項目で計上されております合計でございますが、これ以外に私ども資源エネルギー庁にもサンシャイン計画の

一部を担う予算といたしまして約十億五千六百万円というものが計上されております。これは内容的には地熱エネルギーと石炭のガス化、液化の研究促進のためのものであります。

わが国の代替エネルギーの開発につきましては、確かに先生御指摘のように非常におくれておりますが、工業技術院が中心となりましていわゆるサンシャイン計画ということで太陽エネルギーあるいは水素、地熱、その他石炭の液化、ガス化というものを強力に進めまして、そして日本のエネルギー構造の今後の改善に役立たせていくというところでございます。ただ、これらにつきましては今後技術研究を相当進めなければなりませんし、またそれらの熱が現実利用されますに当たりましては、やはりその経済性というものが十分達成されなければなりませんし、またその数量も相当多くなければなりません。そういう意味で、たとえば太陽熱で発電を行うにいたしましても、これが千キロワットとか一万キロワットというものの達成と、それからこれが日本の一つのエネルギー源になりまして一応百万キロワットという台になりましては今後もお相当の期間がかかるというところが予想されておるわけですが、これに對しまして予算あるいは人員をさらにふやして、そしてできるだけ早く日本のエネルギー構造を改善し、また石油からの脱却をできるだけ進めることに努めていきたいと私どもは考えております。

○河本國務大臣 わが国のエネルギー資源を考えましたときには、先ほどお話のございましたように若干の水力それから若干の石炭それから華國産のエネルギーとも言うべき原子力が期待されるという程度でございます。やはり抜本的には代替エネルギーの開発あるいはサンシャイン計画、こういうことにもっと力を入れなければいけないんじゃないか、こう私は思ふのです。どうもエネルギーに對する重要性の認識が政府も不十分である、政府と申しますのは、政府全体としては不十分である、こういう意味でございます。通産省は十分認識しておるわけでございますが、なかなか

同調を得るに至っていない。そういう意味で私は今後さらに努力を重ねまして、予算の獲得はもろんでありますが、同時に新しい研究機関というふうなものも整備しまして、国の総力を挙げてこれと取り組む必要がある。研究費も研究機関も、エネルギー資源の豊富な国よりもさらに劣っておるというふうなことは間違っていない、こう思っていますので、先ほど申し上げましたような方向で全力を今後には挙げなければいけない、こう思っております。

○近江委員 それじゃ、大臣は三時半とおっしゃっていましたが結構です。

いま大臣から非常に前向きなお話がありました、非常に結構だと思っております。大体私は、エネルギー庁という規模自体が間違っている、これはもう早くエネルギー省をつくってあたりまえだと思っております。それぐらい政府が力を入れなければならぬ問題ですね。大体、庁に置いておくということ自体が間違っているわけですね。これ自体、政府の取り組みの姿勢の甘さということをはっきり出しておると私は思うのです。そういうことで、今後はさらに力を入れなければならぬと思うのですが、増田長官は大臣に比べるとサンシャイン計画について余り期待しておらず、そういう考え方が露骨に出ておられます。最高責任者がそういう考えじゃだめですよ。ない知恵をしぼり、総力を挙げて開発をやっていく最高責任者の熱意、期待というものが全軍を引っ張っていくわけですよ。大した結果は出ないのじゃないだろうかという考えは改めてもらわないといかぬ。長官の考え方が予算にも出ている。工業技術院でもやっています、何か言うから予算もつけている、そういう消極的ではないかと思うのです。あなた自身も考え方をひとつ変えてもらいたい。これに対してもう一度答えてください。

○増田政府委員 ただいま近江先生からサンシャイン計画に対する私の姿勢について御指摘を受けただけでございますが、このサンシャイン計画につきましては、これは先ほどの答弁がちょっと言

葉足らずで、あるいは先生からおしかりを受けるようになったかと思いますが、私が官房長をしておりまうときにサンシャイン計画というのが出てきて、官房も全面的に応援して日の目を見たわけでございます。ただ、先ほど私がちょっと申し上げましたのは、私どもは昭和六十年年度のエネルギーの総需給というものを常に頭に置いて現在各種のエネルギー政策を進めておりますものから、サンシャイン計画が相当大きな成果を得て、そしてエネルギーの需給の中に相当大きなシェアを占めるというのは、まだ昭和六十年年度では無理だということをおし上げたかったわけでございます。

ただ、石油につきましても、普通に言われますように現在の確認埋蔵量から言いますと三十五年しかないということでございますし、これは三十五年で本当になくなるかどうか、もちろんいろいろ説はございますが、それにかわって私どもの子孫というものがいかなるエネルギーに依存するかということになります。やはりサンシャイン計画によつてできますエネルギーに依存して今後生活をしていくということになると思っております。そういう意味ではサンシャイン計画につきまして、むしろ日本の今後のエネルギーというものをこれが規制するし、また国民生活はそれによつて成り立つ、こういう認識で応援したいと思っております。先ほどの答弁につきましても先生からおしかりを受けましたが、サンシャイン計画の促進について私どもも全面的に応援するつもりでございます。

○近江委員 技術論みになりますけれども、たとえばいわゆる太陽熱の利用ということを考えていきますと、確かに原燃のようなわけにはいかぬと思うのです。確かに単位は非常に小さいかもしれないけれども、たとえば小さくてもそういう活用方法というものは幾らでもあるわけですね。また、今後の技術開発によつては、非常に小型で非常に効率をよくしていく方法も出てくるわけですよ。ですから、そういう点におきまして、もつと

うかと思っております。そういうことになってきますと、予算面あるいはそういう研究体制等におきましてもまだまだ弱体でございますし、トップクラスがただ頭の中で考える、そういう中で出てくる予算であり体制であつてはならぬと思うのです。ですから、その点根本的に、エネルギー庁が中心になって――あなた自身、何か協力する、応援するというような感じの発言が多かったわけですが、少なくともエネルギー庁というものがあつたわけですし、長官なんですから、あなたが中心になる、そういう気持ちでひとつ積極的に進めていただきたいと思います。

これはひとつ渡部先生から同じことについてちょっと決意をお伺いしたいと思います。

○渡部政府委員 ただいま近江先生のおっしゃるのとおり、人間社会が未来に向かって生きていくためには、石油の時代というものの先行きは大体だれもが常識的に考えられておるのですから、次にこれにかわるべき新エネルギーの開発こそが、人間社会が未来に生きていくか、発展していくか、最大の課題でありますから、これはいま御指摘のとおり予算面等、私どもも決して十分なものではないと思っておりますが、御指摘いただいたとおり私どもはこの問題に対してこれから全力を尽くしてがんばってまいりたいと思っております。

○近江委員 それから、四月七日からパリでエネルギー問題に関する国際準備会議が開かれるというのを聞いておるわけですが、会議の性格、主要な議題、わが国の基本方針などにつきまして長官からお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 四月七日に産油国と消費国の会議の準備会合が開かれることになっておりますが、この準備会議で議題になりますのは、この後に本会議が開かれるに当たりましてその準備をするわけでございます。本会議における議題それから参加国、その他を決めるということの話し合いでございます。この議題につきましても、IEAの方のいわゆる消費国側はできるだけ石油を中心にして産油国と十分話し合いをしたい、こういう

ふうに希望しておるわけですが、三月の初めのアルジェの会議でいわゆるOPEC諸国の首脳が集まったわけでございますが、その後の発表によりますと、石油だけに限定しないでいわゆる一次産品全般について、それからさらに国際金融の問題も含めて幅広く産油国と消費国とが話し合いますべきだということになっております。そうなりますと、本会議におきます議題をどういうようにするかということについてここで話し合いが行われるわけでございます。それから、参加国につきましてもできるだけ広くしたいというのが産油国の方の希望でございます。ただ、これが余り多人数になりますと何もまとまらないということ、今後のエネルギーの問題を対話によつて解決していく、このためにはメンバーをできるだけ限定した方がいいのではないかとというのが消費国の意見でございます。そういうことで、いろいろ準備は申しませんが、今後の本格的な会議が開かれるに当たりましての実質的な問題もここでおせん立てができるということでございますので、私どももこの会議は重要視いたしておるわけでございます。幸いにしまして、ようやく産油国と消費国が一緒に集まりまして対話ができるという機運が両方から醸成されてきておるわけでございます。これが本会議に移り、そしてそこでこのエネルギー問題が協調のもとにいろいろ解決していくというのを大いに期待しているわけでございます。

○近江委員 これまでエネルギーに関する幾つかの国際会議というものが開かれておるわけですが、新聞報道等で伝えられる情報によりますと、わが国の基本姿勢というものは余り明確とは言えないように思われるわけでありまして、わが国は資源に乏しい中で大消費国であるわけでありまして、困難な場面が非常に多いとは思われるわけですが、明確な基本姿勢というものを持って、そして臨機応変に対処していくということが非常に大事じゃないかと思っております。この点につきまして、長官からお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 ただいま近江先生のおっしゃら

れたとおりだと私も思っております。国際会議がエネルギーの問題についていろいろ開かれておりますが、日本は世界におきましても大量のエネルギーの消費国であります。その意味では日本の考え方というものが非常に大きな影響を及ぼすべき立場にあるわけでございます。また、日本の立場といたしましては、エネルギーは海外に非常に大きく依存しておりますから、その意味では海外のエネルギーの生産国、ことに産油国との間の協調というものを重要視しなければならぬ、これを対決とか敵対的に産油国との間の関係を持つということは、日本にとってはむしろマイナスだというふうに考えております。そういう意味で、こういう国際会議におきまして、産油国あるいは資源保有国、それからその大量消費国である日本を含め、消費国が、協調の精神でこのエネルギー問題を解決することができるよう持つていきたい、こういうふうに考えております。その意味で、日本としても、日本の立場に立つて、しかも産油国との協調を達成するということで、大いに発言すべきだと思ひますし、またその会議によつて、やり方によつては大きな成果が上がることを期待しております。

○近江委員 この問題も非常に抽象論を出ておらないように思ひますが、それくらいしか言えないんじゃないかと思ひます。しかし、こういう問題につきましては、政府の責任者の皆さん方ですら、常に十分討議をし——その場面になつてからばたばたあわてる、常にそういう姿勢が見られるわけですね。そういう点で十分なそういう心構え、また基本姿勢というものを固めておいてもらいたい、このように思ひます。

それから、海外石油資源探査開発事業につきましてお伺ひしたいと思ひますが、現在わが国の海外開発企業は、三十五社が四十二プロジェクトにつきまして、いわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニー形態で活躍しまして、聞くところではかなりの成果を上げておられるようであります。わが国のような大消費国がグローバルな意味で新規

油田開発に寄すべきことは言うまでもないわけですが、中東地域では昨年来事業参加比率が拡大し、六〇％くらいということを知っているわけですが、そのように固有化の動きが目覚ましく進展しておるやうに聞いておるわけがあります。今後この産油国みずからの探査開発事業も増加するなど、利権供与方式も変化してくると思ひます。が、どういふ見通しに立つておられますか。

○増田政府委員 中東におきましていわゆるパートナーシップ、企業参加が相当な勢いで進んでおるわけがあります。これは一九七二年の暮れにできましたリヤド協定では、その翌年、一九七三年は二五％の経営参加を行い、十年後には五〇％に達するということがあつたわけでございますが、中東戦争を契機といたしまして、その速度が非常に速まつておるわけでございます。現在六〇％の経営参加というものがクウェートを初めとして各国で行われております。さらに、サウジアラビアは、昨年のたしか六月からであつたかと思ひますが、アラムコと交渉いたしましたので、一〇〇％の経営参加ということで、現在その交渉が行われている途中でございます。そういう意味ではいわゆる産油国の経営参加というものが非常に勢いで進み、またこのアラムコの一〇〇％が達成されまうものが行われるということが予想されておるわけでございます。ただ、パートナーシップと申しましては、実際にはやはり従来石油の探査開発を行つてゐる会社の技術あるいは資本力に相当するなければならぬ点がありますので、一〇〇％取り上げて、あと追いつくという非常な敵対関係のもとに行われるといひますよりも、やはり資源ナショナルイズムの立場で一〇〇％の経営権を握る、しかしながら従来からやっていたものに對しましては、その技術を引き続き活用し、またその製品についても従来の販路を相当尊重する、こういう形で行われております。今後の石油開発につきましては、従来のような、利権を取得して、そして利権を取得した会社がその産油国で掘つて、

そして自分の決定でそれを売つてしまふという形から、やはり産油国の経営権支配に移つていくということが世界の大勢だと私も思つております。そういう中におきまして、そういう世界の趨勢に應じて今後の石油開発という事業が進められていかなければならぬ、それに合わせて、今後石油開発公団もそういう世界の情勢に合った方針で石油開発を進めて、そして日本の石油の安定供給の確保を図る、こういうふうな形で今後の石油政策を進めていきたいと思います。

○近江委員 この石油の探査開発事業というものは非常にリスクな事業であるということを聞いておるわけですが、非常に巨額な資金、優秀な技術力も兼ね備へなければ、これはできないわけでありまして、わが国のワンプロジェクト・ワンカンパニー方式は、資金、技術力も分散させ、今後の新規利権に對して即応することが非常に困難なことが多いということも聞いておるわけですが、統括会社に対する期待が増加するのではないかと、このように思ひます。この現行の開発企業体制の再編成、統括会社の強化という点につきましてどういふようにお考えですか。

○増田政府委員 従来の石油開発が、ただいま先生からおっしゃられましたように、非常に分割されておると申します。ワンプロジェクト・ワンカンパニーという形でそれぞれが一つのプロジェクトに取り組むという形であつたわけです。これにつきまして、それでは資本力としても弱い、また技術力としても弱いという点で、ことに資本力の面をカバーいたしますために総合的ないわゆる統括会社というものが幾つか発足いたしております。現在その数が八つに達しておるわけでございますが、この統括会社は、資金力を集める、その意味では非常に意味のある形でございますが、ただ現在の統括会社を見ますと、必ずしも技術陣が充実していない、また石油開発に対する知識、経験の蓄積も足りないという点で、また今後この統括会社の整備をさらに進める必要があると思ひます。こういう点を補ひますために、た

とせば昨年、三井石油開発という統括会社が帝國石油と業務提携をいたしたわけでございますが、これも三井石油開発の方の資金力、それから帝國石油の方の技術力あるいは経験というものを両方生かす業務提携というものが行われたわけでございまして、私も、この統括会社が資金面だけを考へないで、その技術力の拡充をして、そして今後の石油開発の最先端に立つて、日本の石油の確保に努めるということをお願いしておるわけでございます。

○近江委員 そういう方向ということになりますと、現在、その企業ごとのいわゆるリスクに對するカバーということに機能してつておるやうに聞いておるわけですが、公団からの融資というものは、現在は成功払い方式で企業が対象になつておるわけですね。そうなりますと、幾つかのプロジェクトを抱え、そしてそれを行つていく、そうなりますと、成功するものあれば失敗するものもあるわけですが、一つでも成功すると返済義務というものが生じてくる。そこで、いろいろな意見があるわけですが、プロジェクト別の成功払い方式にしてもらえないかというふうな声もあるのですけれども、この点についてはどういふようにお考えですか。

○増田政府委員 いま先生からお話のありましたプロジェクト別成功払いというものが、現在、石油開発公団の業務のやり方に関しまして非常に大きな問題点として取り上げられております。従来はこの成功払いが、いわゆる会社別の成功払い制度であつたわけでございますから、たとえば二つのプロジェクトを抱えている一つの会社がある。それで、片一方のプロジェクトは不幸にして成功しなかつた。公団からそれに対して相当な融資を受けているということになりますと、もう一つのプロジェクトが生きている限りは、これは成功払いという、つまり失敗した場合に返済しないというものがきいてこないわけでござい

ます。その理由もありまして、日本の石油開発というものがワンプロジェクト・ワンカンパニーと

いうことではないといまのような成功払い制度がきいてこないという点があるわけでございます。私もやはり石油開採の重要性から言ひまして、今後の石油開採の業務方法の改正点といたしましては、先生が御指摘になりましたプロジェクト別成功払いへの切りかえというのを考えております。これはすでにドイツにおきましては完全にプロジェクト別成功払いになっております。そういう意味から言ひまして、日本における石油開採の融資方法につきまして、プロジェクト別成功払いに切りかえということについて、今後の新しい方向として私どもはこれを推進していきたいと思つています。ただ、これにつきましては相当いろいろ問題点もございまして、現在も関係省、ことに大蔵省との間にいろいろその詰めをやつておるという段階でございます。

○近江委員 これは今後の問題点であらうかと思ひますし、私たちとしても、その方向がいいとも悪いともまだ決めかねておりますので、政府でもひとつ十分検討してもらいたいと思ひます。私たちも研究したいと思ひます。

今回の法改正によりまして、公団が直接利権を取得する機能を持つことになるわけですが、この取得した利権はその後開採企業に譲渡することになつておるわけですが、五十年から公団の物理探鉱解析部門が強化されるということも聞いておりますし、公団が直接、初期段階の探鉱事業を実施してもいいように思ひますが、この点につきましてはどのようにお考えですか。

○増田政府委員 公団がみずから利権を取得して、その後直ちに企業に譲渡さないで、みずから探鉱していくということにつきましてどう考えるかという御質問でございますが、私どもが現在考えておりますのは、公団がみずから探鉱事業まで行うのは、現段階ではまだ時期尚早ではないか、こういうふうに思つております。やはり公団は相当な技術者も持つておりますし、またそのレベルも相当上がつてきておるわけでございますが、しかしもしも実際に海外におきまして探鉱事業

まで行つていくことになりまると、相当大人数の技術者を海外に出さなければなりませんし、また相当な期間をそこで張りつけになつてしまふということもございまして、現在の公団の技術陣それから人数その他から言ひまして、現段階では探鉱のみならず行つていくことは時期尚早だと思つておりますが、将来さらにこれを検討の課題にし、またそれにあつた人員の強化に努めるということについては、私どもも考えていきたいと思つております。

○近江委員 中東地域からの原油輸入のあり方についてお聞きしたいと思ひますが、わが国の輸入原油は、今後とも中東地域にその過半を依存しなければならぬわけですが、最近の事業参加、固有化の激しい進展から見ますと、今後は産油国のいわゆるDD原油が増加してくると思はれるわけですが、現在わが国はイラクとのみこの取引があるというのを聞いておりますが、その取引体制はどうなつておるかという点、もう一つは、今後のDD原油の見通しはどうかという点、まずこの二点についてお聞きしたいと思ひます。

○増田政府委員 イラクの原油の引き取り体制でございますが、これにつきましては、去年の一月に一応政府間の取り決めがございまして、その後この引き取り体制をどうするかというところでいろいろ検討が行われたわけでございますが、現在行つておりますのは、この購入希望会社六社が共同しまして、そして引き取りの交渉を行う、こういうことでやつております。購入数量あるいは価格その他につきまして、この六社がばらばらでなくで共同してイラク政府と交渉するということをやつております。もちろんそのおせん立てその他につきましては、これは政府間取り決めに基づく交渉でございますので、大使館及び通産省、資源エネルギー庁がその全部のおせん立てをいたしまして、そして企業が共同して引き取る、こういう形になつております。

それから、イラク以外のDD原油でございますが、これは個別の商社がDD分を産油国と契約い

たしまして引き取つておる分がございまして、まだ数量はそれほど多くはなつておりません。それから、いわゆる中国石油が、これは直接政府機関から買取るということで、いわゆるDDの範疇に入るわけでございしますが、これは昨年約四百万トンの引き取りになつておりますし、本年におきましては、これが約倍増するというのが期待されております。

それから、中近東におきましては、今後やはりDD、直接取引というものが年を追つて相当ふえていくということは間違いない趨勢だと私どもは考えております。

DD原油の引き取りにつきましての体制その他につきましても、今後いろいろ検討課題ということになつておるわけでございます。

○近江委員 そういふ方向でありますと、これは非常に重要な問題だと私は思ひますし、その点政府として、六社共同でやらしておるとかいろいろありますが、はつきりした線じゃないかという感じがして、そういう体制のないところにそういう話が出て、とりあえずという感じがするわけですが、ですから、これは非常に大きい課題だと思ひますし、十分体制を整えるようにしてもらいたいと思ひます。

それから、一昨年の石油危機当時、政府は急遽中東経済外交を展開したわけですが、あの当時、私たちも情けなく思つたのですが、実際政府でアラビア語をしゃべれる人もわずかしかおらない、一体何を食べているのだからかとか、そういう現地の事情もほとんどわかつていない、そういうことであつたかと政府首脳陣を派遣するといふこともない姿勢を世界にさらけ出したわけですね。これは十分反省をしてもいいと思ひます。三木総理が、当時副総理だつたと思ひますが、特使としてサウジアラビア、クウェート、エジプト、シリア、カタールに行かれて、中曽根通産大臣がイラン、イラク、小坂特使がヨルダン、北イエメンなどとの間に経済技術協力の約束をしてこられたというのを聞いておるのですが、その後の実施

状況についてはどうなつておりますか。

○増田政府委員 一昨年暮れから昨年の初めにかけてまして、政府の代表として三木副総理あるいは中曽根通産大臣、小坂特使が行かれたわけでございしますが、このときに各国の政府といろいろな話し合いが行われ、また今後の経済協力につきまして相当大きな申し入れも行われたわけでございしますが、それがその後どうなつておるか、ことにその約束が守られないで、非常にこれらの産油国が失望しているのではないかとこの点のお尋ねだと思ひますが、このときに政府間でできることを約束しておりますものは、最後にサウジとの間の技術協力協定が残つたわけですが、これも先般決まりましたので、政府独自でできるものにつきましては、全部実行済みになつておるわけでございします。ただ、問題は、たとえば相当大きな経済協力で、製油所をつくるとかあるいは製鉄所の建設について協力していきたいということにつきましては、その後相手国との間に条件とかいろいろなものの詰めが行われておりますが、正直に申し上げまして、なかなかそれが進展してないというのが実情でございます。そのために産油国の不満も一部生じているということも否定できない事実でございますが、ただこれらにつきましては、日本側が苦しいときだけいいことを言つて、そして後これらの約束をはかっているということではございしませんで、その後も繰り返し繰り返し、条件とかいろいろな交渉が行われているわけでございします。ただ、まだ現在に至るまでそう大きな成果を上げていないということは、先ほど申し上げましたように事実でございます。

○近江委員 長官もおっしゃつたわけですが、一たん事が起きますと、急激に問題解決に取り組みわけですけれども、のど元過ぎれば熱さ忘れるということがあります。熱が冷めると事後処理につきましては熱心にならないという、従来からわが国政府にはそういう態度があつたように思ひます。やはり何といひましてもふだんの誠実なそういう行為こそ友好関係維持には非常に重要なこと

であると思ふのです。そういう点で、相手国のこともありますが、むずかしい問題もあらうかと思ひますが、この約束履行という点につきまして、最大の努力を払ふ必要があるかと思ひます。この点は強く要請しておきたいと思ひます。それから、石油備蓄問題につきまして、今後予定されております共同備蓄会社の具体的構想はどういうようになるのか、またスムーズに設立される見通しがあるのかどうか、この点につきましてお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 石油備蓄の増強のための考え方といたしまして、昭和五十年度を初年度といたしまして、昭和五十四年度には現在の六十日を九十日にする、その方法、手段といたしましては、石油会社にてできるだけ備蓄を進めてもらう、そのためのタンク建設、土地の取得その他につきまして、国ができるだけ助成をする、こういう考えになつておりますが、ただ現在、土地の取得についてはいろいろ困難な事情もありますし、またむしろ半官半民のいわゆる第三セクターという形で共同備蓄会社をつくりまして、これが備蓄の一翼を担うという形の構想がこの九十日備蓄構想の中に織り込まれておるわけでございます。

それで、六十日から九十日にするその三十日分の四分の一ぐらいはいまの共同備蓄会社で持つていきたいというふうに考えておりますが、先生のお尋ねのこの地点に具体的に共同備蓄会社を考へておるかということにつきましては、現在のところまだ何も決まつておりません。いろいろ共同備蓄会社を設置する候補地として私も頭の中で考へている土地もございしますが、これらにつきましては、まだ何ら結論が出ておりません。今後備蓄会社につきまして、もつとはっきりした構想を出しまして、その上で土地の選定を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○近江委員 この備蓄構想進展のかぎは、何といひましても安全対策の確立にあらうかというように思ふわけです。水島の事故等を見ましても、これは非常に大変な問題でございします、現在あるタ

ンクにおきましても、不等沈下を初め次々と問題の発生が考えられるわけです。そういう点で非常に心配な点が多々あるわけでございします。この備蓄タンクは、現在自治省を中心として検討されております総合防災対策の中で考へておられるのか、あるいは別途考へることになるのか、この点についてはどうですか。

○増田政府委員 今後備蓄を進めます上におきまして最も大事な点は、やはり防災、保安の問題だと私も考へております。この保安の体制をいかにするか、防災の体制をいかにするかというところにございましては、先生御存じのように、自治省が中心になりまして各省集まつて、現在防災体制、保安体制について検討中でございます。またその結論が出ておりませんが、私どもはその結論が出たものを背景にいたしまして今後の備蓄を進めていきたい、こういうふうに考へております。

○近江委員 あれだけの事故があつたわけでありまして、瀬戸内海の浄化対策についても政府は考へておると思ひますが、なかなかこれはむずかしい問題です。こういうことを二度と繰り返してはなりませんし、そういう点で、この石油開発公団法も大いに関連があるわけです。ですから、いま自治省を中心に進めておると言いますけれども、国会は五月二十五日で終わります。少なくとももうそれだけの形を示すべきだと思ふのです。いつまで話し合ひをするかということですよ。そういう片手落ちでは、政府としてはまた大変な事態が起きますよ。その辺は自治省を中心ということを言つておりますが、自治省が中心というよりも、エネルギー庁が、通産省が中心になつて、一日も早くその法案を国会に出すようにしなければいかぬと思ふのです。その辺につきましても、ひとつ長官と政務次官からお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 この保安、防災の問題につきましても、むしろ通産省が表に立つてやるべきだということとは、私どももそういう気持ちでおります。それから、先ほど自治省が中心になつてと申

しましたのは、一応総理の指示で自治省にみんなが集まつて、自治省が幹事役になつてやるということとでございまして、その責任の分担につきましても、これはまた別途の問題だと私も考へております。ただ、この新しいコンビナート法あるいは防災、保安の体制につきましても、現在各省でいろいろ討議が行われておりますので、その中途の段階で、こういう形で私どももやっていきたいというのを申し上げるのはまだ時期尚早でございします。先ほどのような表現をいたしましたわけですが、先ほどのような表現をいたしても、今後備蓄を進めるに当たりましては、この保安、防災の問題につきましても十全な措置をし、それから水島の事故のようなことが絶対繰り返されないような措置をした上で備蓄を進めたい、こういうふうに考へております。

○近江委員 政務次官がお答えになる前に、もう一度長官にお伺いしますが、間違ひなく今国会にこの法案を出しになりますか。それはもう大変な、重要な問題であります。抽象論では済まぬ問題です。

○増田政府委員 コンビナート法につきましても、現在各省が毎日集まつて、そしてできるだけ早く出すように努力いたしておるわけでございします。そういう努力をいたしておるということでお答え申し上げたいと思ひます。

○渡部政府委員 近江先生から御指摘のとおり、私どもも見えております、通産省だけでその機能を十分發揮できる問題ですと、これは迅速にできるものであります。これがいま御指摘のとおりに安全、防災等の責任は消防庁であるとか、あるいはエネルギーの供給確保についての責任は通産省であるとか、いろいろ役所のそれぞれの責任分野があります。国民の皆さんから見れば、あれは自治省の方の責任だとか、これは通産省の方の責任だとか言つてみたところで、政府全体が国民の皆さんには責任を負わなくてはならないのですから、役所の行政の分野がどつちにあるとかいうことは、国民の皆さんに対する言いわけにはなり

にくいのであります。実際の行政をやつておりますと、私どももその行政のそれぞれのなわ張りのために大事な問題について十分に機能を迅速に發揮できないというようなことが当面する問題になつておりますから、そういう意味で、総理からの指示があつて、いま各省間で緊密な連絡をとつて、なわ張りを超えて有機的に機能が發揮できるようにということをやつておるわけであります。これが通産省だけで提案する法律ということであれば、いま近江委員の御質問に対してタイムリミットをつけた回答ができるのであります。これはどうしてもそれぞれの役所の同意を得てやる問題でありますので、いま私どもの立場で今国会中に必ず提出するというような表現が容易でな

いことは御推量をいただかなければならないと思ひますが、いま長官も答弁したとおり、これはきわめて重要な、しかも迅速を要する問題でありますから、できるだけ早く提出するように最大限の努力をいたしたいと存じます。

○近江委員 これは三木総理も早期提出を命じておられるわけですね。大体三木総理は、独禁法の改正にしましても、当初三月中旬に出す、それがいまでは四月中旬になろう、すべてそういう方向に考へておるわけですね。これでは公約ばかりで何の実行もない。ましてや水島であつたばかりの事故を起しておるわけですね。これはやはり国民に對する責任を本當に負つてもらわなければならぬ。ですから、気持ちにはわかるわけです。政務次官も通産省一省で出せないから努力したいということをおっしゃつておるわけですが、これはいかにしましても最大の問題ですよ。独禁法も大事だし、これも大事です。ですから、われわれとしましては、今国会に必ず提出するようにしてもらいたいと思ふのです。

きょうは大臣おられませんが、これ以上の答弁は出ないと思ひますから、重ねませんけれども、これはひとつお歸りになつて、早速大臣に言つてもらつて、閣議で、本日の商工委員会であつた強烈な話があつた、今後の政府の動き、態度を見

ておりまして——これは大問題にまた発展しますよ。それはぜひとも閣議に早くかけて、早期提出のできるように努力していただきたいと思うのです。それをひとつ重ねて申し上げておきますから、そのようにしていただきたいと思います。

○渡部政府委員 ただいまの御意見、まことにこれは当然のごとでありますので、できるだけ御趣旨に沿うように、早速、先生のただいまの御意見を率直に大臣に伝えたいと思ひますし、また私もそれぞれ立場で御趣旨に沿うように努力をしてまいりたいと思ひます。

○近江委員 それで、各社が検討してきまされた備蓄基地につきまして、われわれの聞いておりますのは、三菱が志布志湾、三井が周防灘、関西電力等が四国の橋湾、出光が苫小牧、それから三菱、丸善が沖繩の金武湾ですか、それから東亜燃料が奄美大島、大協が五島というように多くの計画があったように聞いておるわけですが、今後の候補地点というのは、この中から検討されるのか、全く新規に検討することになるのか、その場合どういう地域が考えられるのか、これにつきまして長官からお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 今後の備蓄基地の候補地を、各企業で、あるいは共同してどこに定めるかということにつきましては、私もいろいろな個別的には話を聞いておりますが、現在まで新しい基地で、ここでやるということの決定されておるものはないです。また、先ほど近江先生に御答弁申し上げたのですが、共同備蓄会社の設置予定地というのについては、まだ何ら進んでおらないというのが実態でございます。

○近江委員 九十日備蓄を実現するためには、今後五年間で一兆五千億程度の資金が必要じゃないかということをお聞きしておるわけですが、もしもこれを計画どおり進めるといふことになってきますと、この財源対策のめどというものについては、どのようにお考えですか。

○増田政府委員 五十年の予算につきましては、これは初年度でございますので、それほどの

金額がないわけでございますが、これはやはり年がたつとともに相当な金額になるわけでござい

ます。それで、五十年の予算につきましては、一応、石炭石油特別会計から財源手当てをいたし、後は財政投融資の枠から融資資金を出しておるわけでございますが、今後の相当大きなこの備蓄対策のための金額についての財源措置は、これは何かの手を打たなければ、石炭石油特別会計の中だけでは賄い切れないのではないかと私は思っております。そういう意味で、今後の財源措置についてはいろいろ考えていきたいと思います。

○近江委員 じゃ、時間も来ておりますので、特に先ほどのコンビナート法案の成否等の重要な問題もございまして、きょうは大臣ももうおられませんが、留保しまして、きょうの質問はこれで終わりたいと思ひます。

○山村委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。本案審査のため、明二十六日午後二時より参考人の出席を求め、意見を聴取することにいたします。御異議ありませんか。

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明二十六日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

商工委員会議録六号中正誤

改正	
一 四二五	タンカーの
二 二七	ございいます
三 八七	見まして、
四 四三	これから
五 一末	御指摘
六 一四	かつて
六 一九	さらに、
六 一三	ために、
六 四六	思います。
八 一〇	ところにそ
八 一三	買わされた
八 二六	行行って
一〇 一	されて、
一〇 三	当局は、

一〇四三	よりますとと、よりますと、
一〇四三	ややって
三二九	独禁
三三三	出で
三三三	出して
三三三	消費者の
三三三	最中で、
三三三	最中で、
三三三	まともたい、
三三三	しょう
三三三	告発し
三三三	弊
三三三	なっておる
三三三	そこは
三三三	公取委員長も
三三三	近づける
三三三	出損
三三三	するとう
三三三	構成は、
三三三	五件、
三三三	いうに
三三三	ように
三三三	警報機

同 第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
二三八	通省産業	通商産業	
六二九	だけでは	だけは	
六二七	漏らした	漏らしました	
六二七	ないか	ないのではない	
二一四	の中	中	
三二〇	通から	方から	
三二〇	では、	は、	

商工委員会議録第七号中訂正

二ページ二段「ないし二行中、「諫山博君」を「瀬崎博義君外一名」に訂正。

昭和五十年四月二日印刷

昭和五十年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Y